

お客さまサポート

ホームページ プライマリー生命マイページ

- ご契約内容・積立利率の照会
- 住所変更
- 生命保険料控除証明書の再発行 等

本サービスは、ご契約後に下記ホームページからご利用いただけます。



※仮パスワードがお手元がない場合や不明な場合は、新規ご登録画面へアクセスしてください。仮パスワードの発行ができます。

お電話 ご契約者さま専用ダイヤル

- ご契約内容の照会
- 各種手続きのご案内・各請求書類のお取寄

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意の上、ご契約者さまよりお問い合わせください。
※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。



三井住友海上プライマリー生命から、年1回、お客さまにご契約内容等を「ご契約状況のお知らせ」にてご案内します。
※郵送による通知または三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認いただけます。

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申し込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

生命保険募集人について

この保険のお申込に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込に対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

ご検討、お申込に際しては、「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

公的保険制度についてご理解ください。

様々なリスクに備えるための保険には、「公的保険」とそれを補完する面をもつ「民間保険」があります。その民間保険のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解いただき、そのうえで必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要となります。

公的保険制度は、コチラの金融庁ホームページで
ご確認ください。



募集代理店からのお知らせ

- この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。
- 一時払個人年金保険のお申込の有無がお客さまと三井住友銀行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。
- 三井住友銀行では借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料とする一時払個人年金保険のお申込はお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先によっては、お申し込みいただけない場合がございます。

この保険の正式名称は、通貨選択生存保障重視型個人年金保険です。

募集代理店



株式会社三井住友銀行

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
資料請求・お問合わせ フリーダイヤル 0120-125-104
(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
https://www.ms-primary.com 未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。



©2023 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

M2304508-B9 2023.04 SAP MSPL-2304-A-0011-00

人生応援年金

通貨選択生存保障重視型個人年金保険



契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

この書面は、「契約締結前交付書面」と「商品パンフレット」で構成されています。「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込に際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類の上記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承の上、お申し込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット P.1

契約概要／注意喚起情報 P.29



この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

募集代理店



株式会社三井住友銀行

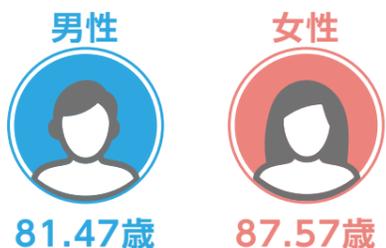
引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命
MS&AD INSURANCE GROUP

「人生100年時代」が、すぐそこまで来ています。

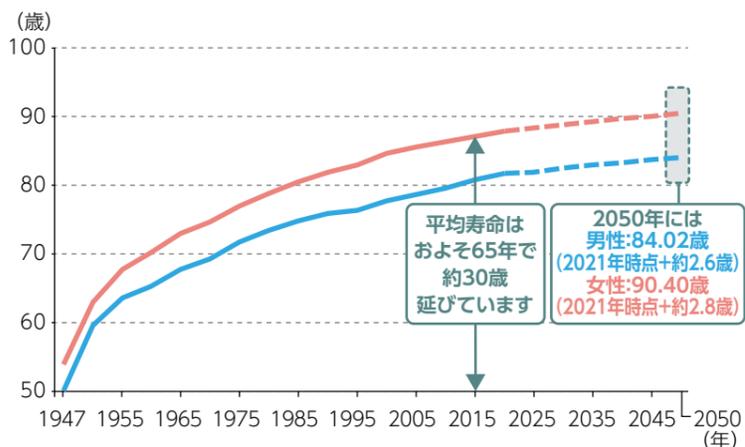
平均寿命は今後も延びていくと予想されます。

■ 平均寿命



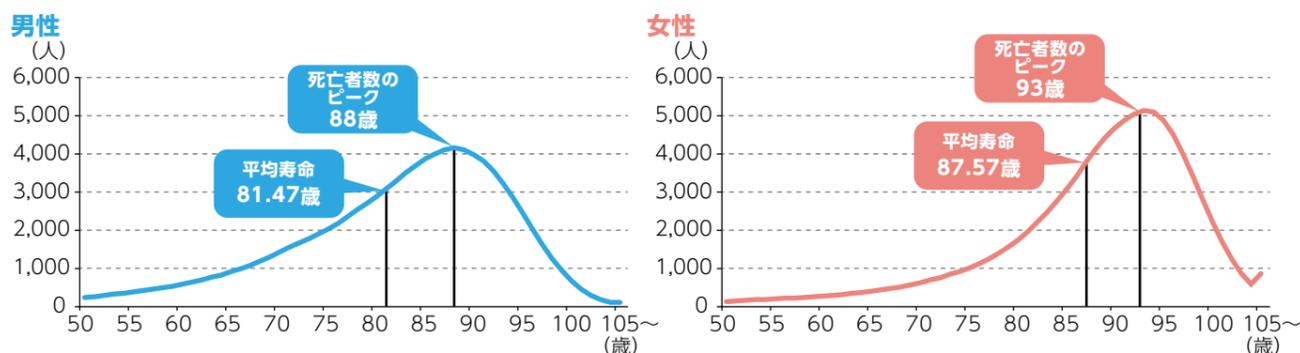
※令和3年簡易生命表をもとに作成

■ 平均寿命の推移と将来の予測



平均寿命より長生きされる方も多そうです。

■ 年齢別死者数*1



*1 10万人の出生児が、生命表の年齢別死亡率に従って死亡するとした場合の死者数

■ 平均余命*2

性別	現在の年齢							
	50歳		60歳		70歳		80歳	
	平均寿命に対して							
男性	32.93年	+1.46歳	24.02年	+2.55歳	15.96年	+4.49歳	9.22年	+7.75歳
女性	38.61年	+1.04歳	29.28年	+1.71歳	20.31年	+2.74歳	12.12年	+4.55歳

*2 ある年齢の人々が、その後何年生きられるかという平均年数のことをいいます。

およそ男性4人に1人、女性2人に1人が90歳までご存命です。

■ 簡易生命表*3において0歳の人が各年齢まで生存する割合

	男性			女性		
	85歳	90歳	95歳	85歳	90歳	95歳
	47.8%	27.5%	10.1%	70.8%	52.0%	27.1%

*3 ある年の死亡状況が今後変わらないと仮定して、年齢ごとの死亡率や平均余命を計算、指標化した表です。保健福祉水準を総合的に示す指標の一つで、厚生労働省が毎年発表します。

セカンドライフに必要な費用は…

[生きるために必要な固定費の例(月額)]



※夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの世帯のうち世帯主が無職の世帯の場合
※[携帯電話使用料]のみ、世帯主が60歳以上の夫婦のみ(在学者がいる場合は含む)の世帯

ゆとりあるセカンドライフを送るためには
夫婦2人で約37.9万円/月が必要といわれています。

人生100年時代、セカンドライフに必要な費用を考えてみましょう。

食費	円	<input type="text"/>	円
水道・光熱費	円	<input type="text"/>	円
住居費	円	<input type="text"/>	円
服飾費	円	<input type="text"/>	円
携帯電話使用料	円	<input type="text"/>	円
合計	円/月	<input type="text"/>	円/月

合計 円/月 × 12(1年) × 年 = 円

[出典] 「平均寿命」、「年齢別死者数」、「平均余命」、「簡易生命表において0歳の人が各年齢まで生存する割合」:厚生労働省「令和3年簡易生命表」/「平均寿命の推移と将来の予測」:2021年までは厚生労働省「令和3年簡易生命表」、2022年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年度推計)の出生中位死亡中位仮定による推計結果」/「生きるために必要な固定費の例(月額)」:総務省統計局「2021年家計調査年報」、「2021年家計消費状況調査(平均確報)」/「ゆとりあるセカンドライフを送るための費用」:生命保険文化センター「令和4年度生活保障に関する調査」

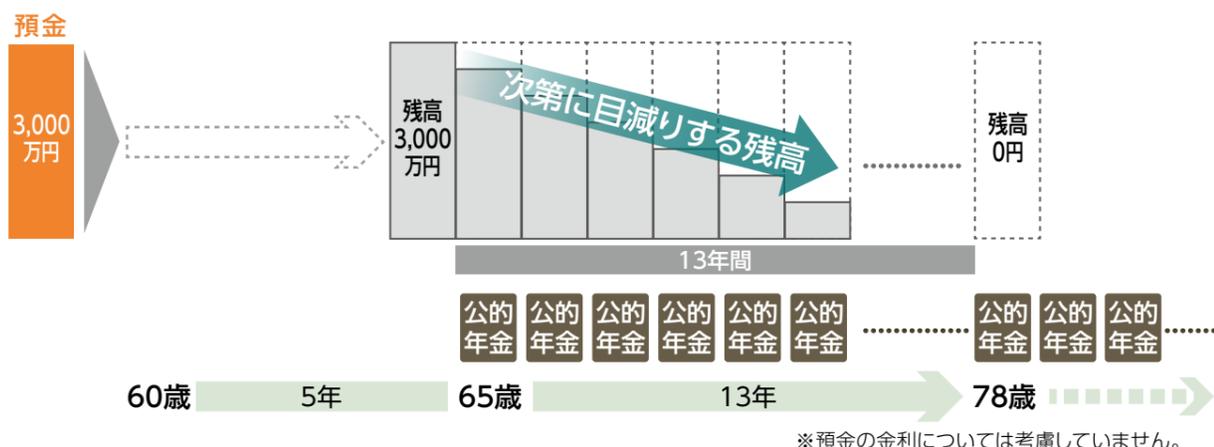
終身年金や確定年金を活用して、「豊かなセカンドライフ」について考えてみませんか？

<活用例> 60歳で預金3,000万円をお持ちの方の、65歳からのご 資金の持ち方について

預金

期間 残高がなくなるまで(13年間)
金額 毎年224万円

<イメージ図>

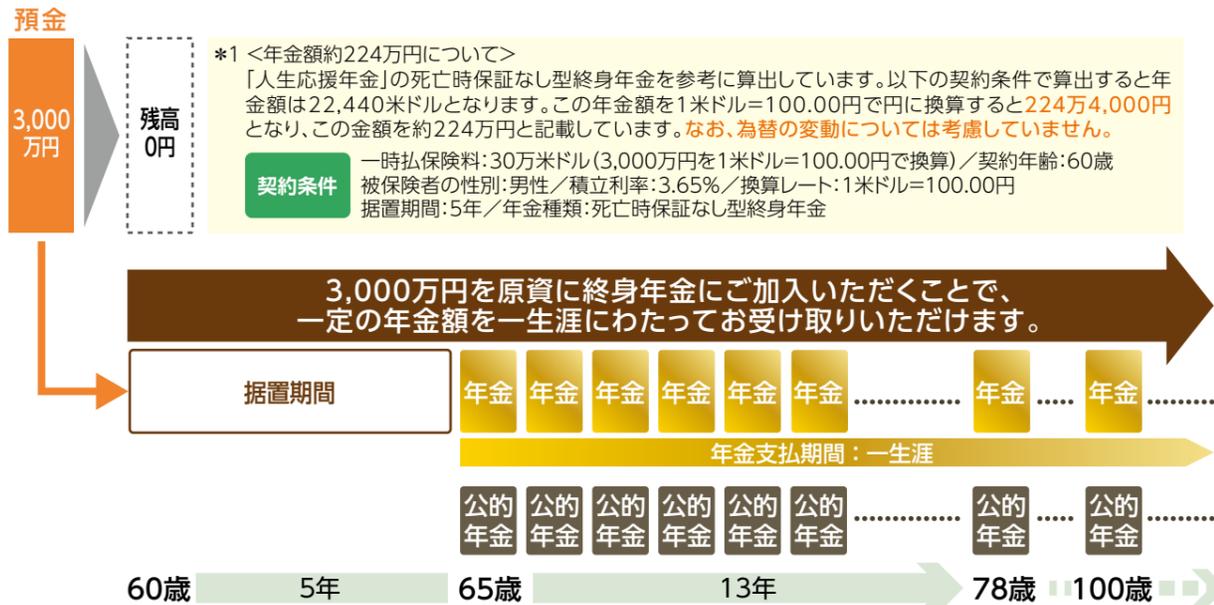


終身年金を活用すると...

終身年金

期間 一生涯
金額 毎年約224万円*1

<イメージ図> ※終身年金における年金額は、契約通貨建てで一定額をお受け取りいただけます。

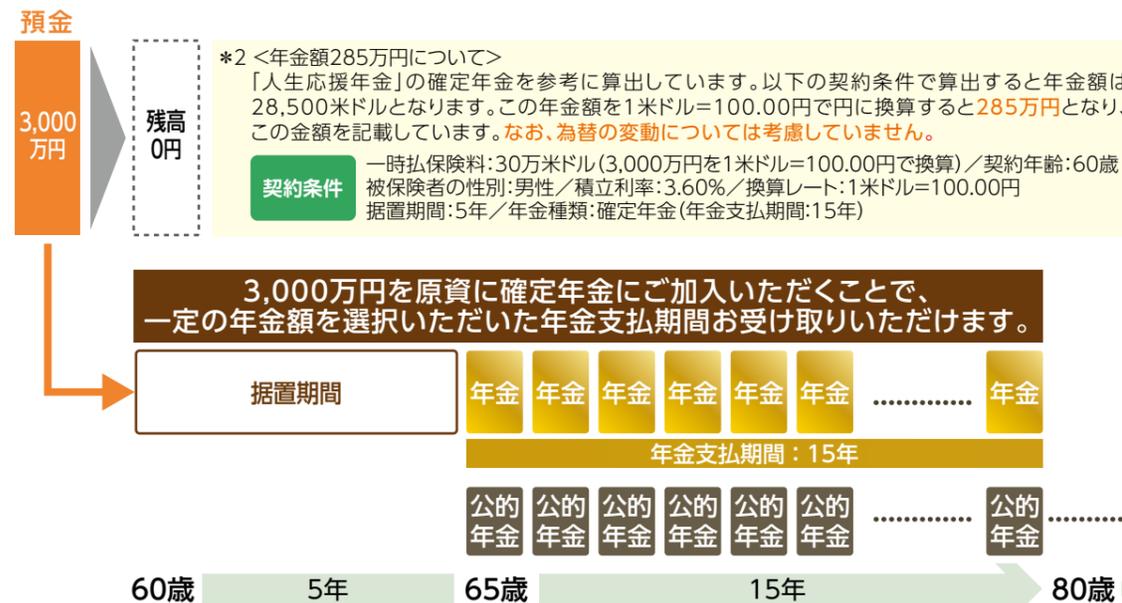


※上記は、預金と年金保険の一般的な説明です。実際の年金額等は、被保険者の年齢・性別等によって異なります。くわしくは、設計書でご確認ください。なお、年金保険においては、円建ての預金を原資(一時払保険料)に契約通貨を外貨として年金保険に加入する場合、また、外貨建ての年金を円で受け取る場合には、為替相場の影響を受けるため、それらの金額は変動します。また、年金保険にご加入後、被保険者が早期にお亡くなりになった場合、年金と死亡保障でお受け取りになる総額が年金保険の原資(一時払保険料)を下回ることがあります。

確定年金

期間 15年間
金額 毎年285万円*2

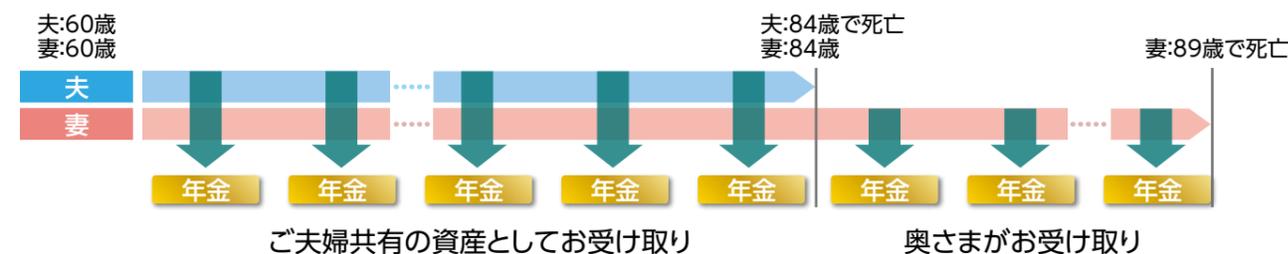
<イメージ図> ※確定年金における年金額は、契約通貨建てで一定額をお受け取りいただけます。



確定年金を活用すると...

「人生応援年金」の終身年金は、このような活用もできます。

<活用例> ご夫婦共有の資産としての終身年金
ご主人(60歳)を契約者、奥さま(60歳)を被保険者にして、終身年金に加入した場合の例



※上記はご主人が年金受取人として年金を受け取り、ご主人死亡後は被保険者である奥さまが新たな年金受取人として年金を受け取る場合の例です。(お亡くなりになる年齢は男女60歳の平均余命(令和3年簡易生命表)に基づいて表示しています。)

※上記の説明において、特定の金融商品の加入を推奨するものではありません。また、公的年金のお取扱いについては、2023年1月1日現在の制度に基づくもので、将来変更されることがあります。くわしい取扱いにつきましては、所轄の年金事務所または社会保険労務士等にご確認ください。

商品パンフレット

特徴としくみ

年金種類

年金のお受取

社会貢献特約

死亡保障・特約等

お取扱

アフターサービス

「人生応援年金」は、「豊かなセカンドライフ」の準備として、「トンチン性」を活かして年金額を大きくする工夫をした年金保険です。

「人生応援年金」における2つのトンチン性

トンチン性① 年金をお受け取りになっている期間中のトンチン性

■一般的な定額個人年金保険

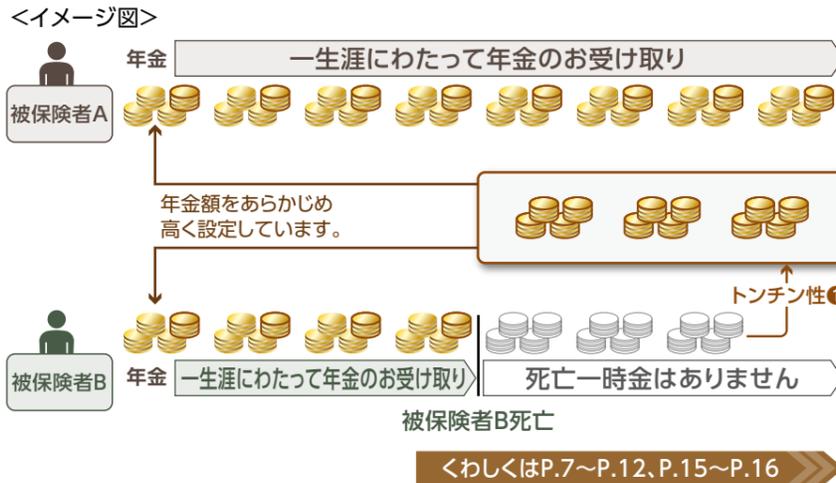
年金をお受け取りになっている期間中に被保険者が死亡された場合、将来の所定の期間で受け取るはずの年金額を死亡保障(死亡一時金)として受け取ることができます。



■「人生応援年金」では

年金をお受け取りになっている期間中に被保険者が死亡された場合、死亡一時金相当額をなしにする(減らす)という考え方で、その分、年金額を高く設定しています。

※年金種類が終身年金の場合に限ります。

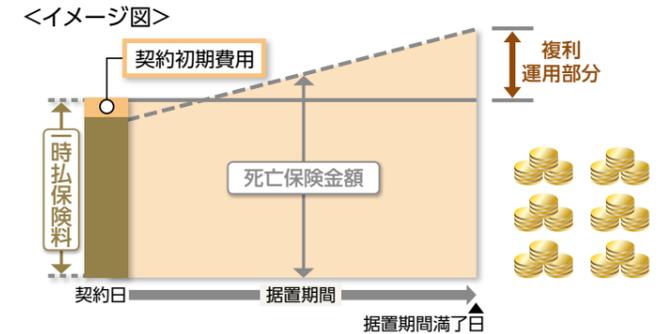


トンチン性② 据置期間中のトンチン性

据置期間中、一時払保険料は積立利率によって複利で運用されます。

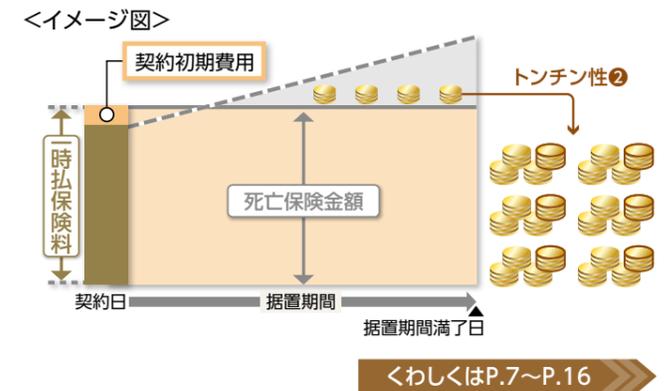
■一般的な定額個人年金保険

据置期間中に被保険者が死亡された場合、複利による運用部分は死亡保険金としてご遺族が受け取ります。生存されている方は、ご自身の複利による運用部分を含めた年金額を受け取るようになります。



■「人生応援年金」では

据置期間中に被保険者が死亡された場合、複利による運用部分は、据置期間満了時に生存されている方に年金額として配分するという考え方で、年金額を高く設定しています。



参考 トンチン性とは?

この保険は、「トンチン」と呼ばれる、「死亡した方の保障を抑え、その分を生きている他の方の年金に回すしくみ」により、長生きした人ほど、より多くの年金を受け取ることができます。イタリア人のロレンツォ・トンティが考案した保険制度に由来しています。

⚠️ ご注意ください

この保険には、**お客さまにご負担いただく費用があります。**また、**解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。**

<わしくはP.43~P.45>

当パンフレットでは、右記の各アイコンは、アイコン下に記載の年金種類を指します。	なし型 死亡時保証なし型 終身年金	100%型 死亡時保証100%型 終身年金	80%型 死亡時保証80%型 終身年金
---	--------------------------------	------------------------------------	----------------------------------

終身年金 トンチン性① トンチン性② の組合せ

終身年金

なし型

100%型

80%型

終身年金では、年金支払期間中の保証割合*を100%、80%、0%から、据置期間を0年~10年からご選択いただけます。保証割合*は低くするほど、据置期間は長くするほど、年金額を大きくすることができます。

*[既払年金累計額+死亡一時金額]として保証する「保証金額」の基本保険金額に対する割合をいいます。



確定年金

トンチン性②

確定年金では、据置期間を1年~10年からご選択いただけます。据置期間を長くするほど、年金額を大きくすることができます。



5 ※P.5~P.6のイメージ図は、トンチン性をご理解いただくためのものです。

「人生応援年金」の特徴 としくみ

契約通貨・年金種類・据置期間をご選択いただきます。

契約通貨建ての年金額はご契約時に確定し、契約後「すぐに *1」「ずっと」年金をお受け取りいただけます。

1 **なし型**をご選択いただくことで、年金支払期間中の死亡保障をなくし、その分年金額を大きくすることができます。

- 終身年金では、保証割合を **なし型**、**100%型**、**80%型** の3種類からご選択いただけます。(契約通貨建て)
- **トンチン性①** **なし型**をご選択いただいた場合、**100%型**、**80%型**をご選択いただいた場合と比べ、**年金額は最も大きくなります**。ただし、**年金支払期間中に被保険者が死亡された場合の死亡保障はありません**。
- 年金支払開始日前に、他の終身年金へ変更することができます。(確定年金への変更はできません。)ただし、**年金支払開始日以後および据置期間0年をご選択されている場合、年金種類の変更はできません**。

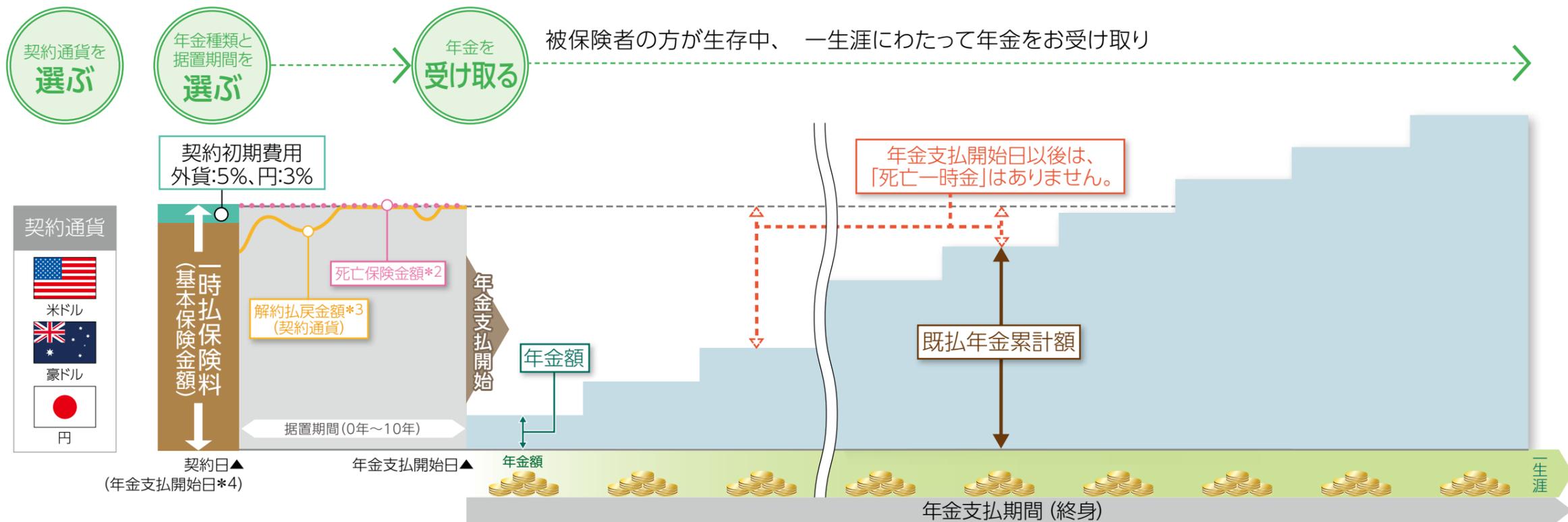
くわしくはP.15~P.16

2 据置期間を長くすることで年金額を大きくすることができます。

- **トンチン性②** 据置期間中(1年~10年)の死亡保障と解約払戻金額を一時払保険料と同額に抑えることで、1回あたりの年金額を大きくすることができます。
- ご契約後、据置期間の変更はできません。

! 契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱を停止している場合があります。

<イメージ図(年金種類: **なし型**)>



※上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

*1 据置期間0年を選択された場合です。第1回の年金は、契約日の翌月の月単位の応当日に支払われます。第1回の支払額は、年金額に所定の利息を付した金額となります。

*2 死亡保険金は据置期間中の保障となります。ただし、**据置期間0年を選択された場合、死亡保険金はありません**。

*3 据置期間0年を選択された場合、解約はできません。

*4 据置期間0年を選択された場合、年金支払開始日は契約日となります。

「人生応援年金」の特徴 としくみ

契約通貨・年金種類・据置期間をご選択いただきます。
契約通貨建ての年金額はご契約時に確定し、契約後「すぐに

*1]「ずっと」年金をお受け取りいただけます。

1 **100%型**をご選択いただくことで、受取額として一時払保険料(契約通貨建て)を確保しながら年金を受け取ることができます。

- 終身年金では、保証割合を **なし型**、**100%型**、**80%型** の3種類からご選択いただけます。(契約通貨建て)
- **トンチン性①** **100%型**をご選択いただいた場合、**なし型**、**80%型**をご選択いただいた場合と比べ、**年金額は最も小さくなります**。ただし、「既払年金累計額+死亡一時金額」として、**一時払保険料の100%を保証します**。
- 年金支払開始日前に、他の終身年金へ変更することができます。(確定年金への変更はできません。)ただし、**年金支払開始日以後および据置期間0年をご選択されている場合、年金種類の変更はできません**。

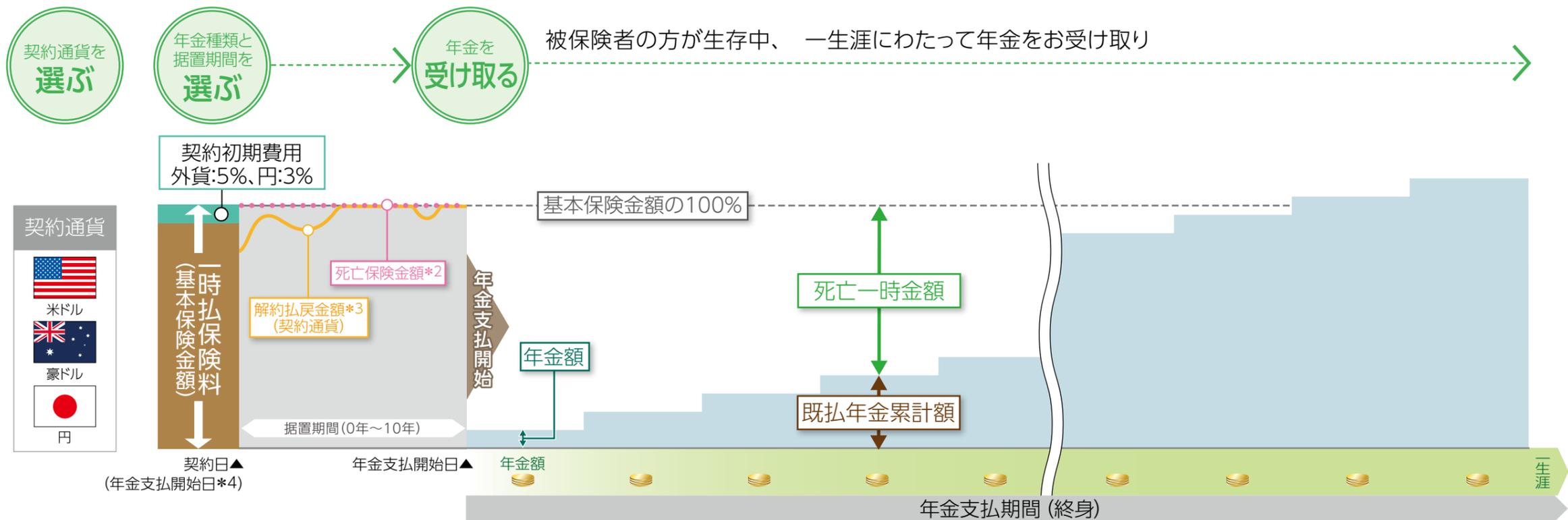
くわしくはP.15~P.16

2 据置期間を長くすることで年金額を大きくすることができます。

- **トンチン性②** 据置期間中(1年~10年)の死亡保障と解約払戻金額を一時払保険料と同額に抑えることで、1回あたりの年金額を大きくすることができます。
- ご契約後、据置期間の変更はできません。

! 契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱を停止している場合があります。

<イメージ図(年金種類: **100%型**)>



※上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

*1 据置期間0年を選択された場合です。第1回の年金は、契約日の翌月の月単位の応当日に支払われます。第1回の支払額は、年金額に所定の利息を付した金額となります。

*2 死亡保険金は据置期間中の保障となります。ただし、**据置期間0年を選択された場合、死亡保険金はありません**。

*3 据置期間0年を選択された場合、解約はできません。

*4 据置期間0年を選択された場合、年金支払開始日は契約日となります。

「人生応援年金」の特徴 としくみ

契約通貨・年金種類・据置期間をご選択いただきます。
 契約通貨建ての年金額はご契約時に確定し、契約後「すぐに

*1]「ずっと」年金をお受け取りいただけます。

1 **80%型**をご選択いただくことで、受取額として一時払保険料の80%(契約通貨建て)を確保しながら、一定大きくした年金を受け取ることができます。

- 終身年金では、保証割合を **なし型**、**100%型**、**80%型** の3種類からご選択いただけます。(契約通貨建て)
- **トンチン性①** **80%型**をご選択いただいた場合、年金額は、**100%型**をご選択いただいた場合よりは大きく、**なし型**をご選択いただいた場合よりは小さくなります。ただし、「既払年金累計額+死亡一時金額」として、一時払保険料の80%を保証します。
- 年金支払開始日前に、他の終身年金へ変更することができます。(確定年金への変更はできません。)ただし、年金支払開始日以後および据置期間0年をご選択されている場合、年金種類の変更はできません。

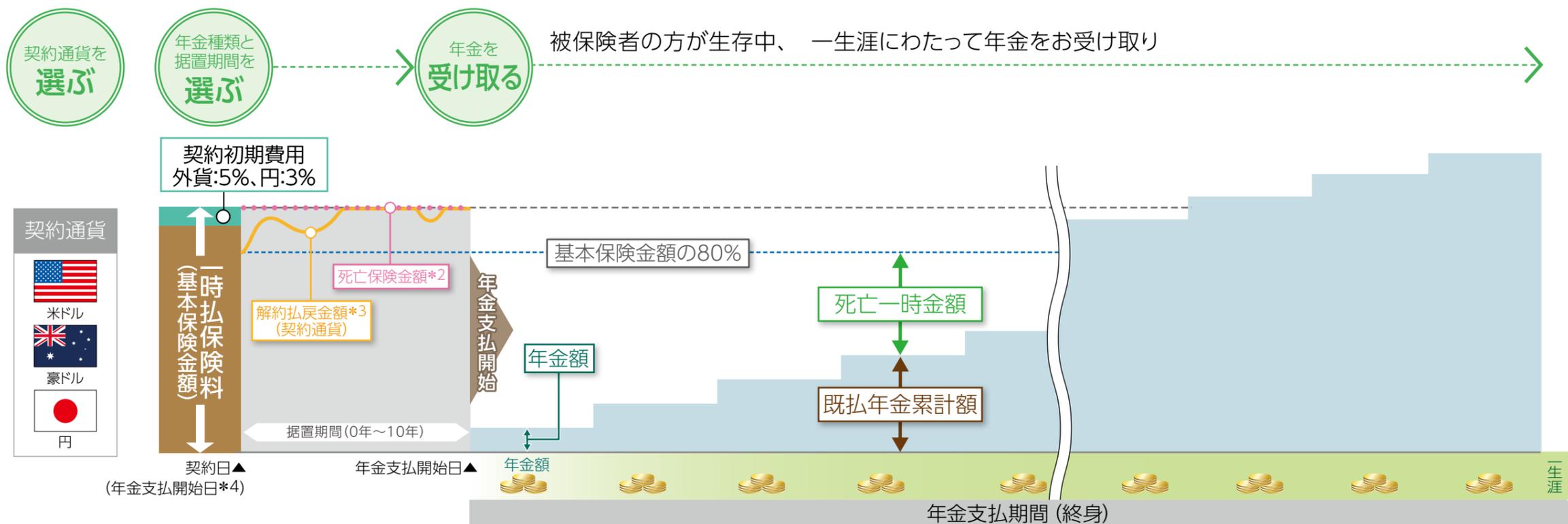
くわしくはP.15~P.16

2 据置期間を長くすることで年金額を大きくすることができます。

- **トンチン性②** 据置期間中(1年~10年)の死亡保障と解約払戻金額を一時払保険料と同額に抑えることで、1回あたりの年金額を大きくすることができます。
- ご契約後、据置期間の変更はできません。

ご注意 契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱を停止している場合があります。

<イメージ図(年金種類: **80%型**)>



※上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

*1 据置期間0年を選択された場合です。第1回の年金は、契約日の翌月の月単位の応当日に支払われます。第1回の支払額は、年金額に所定の利息を付した金額となります。
 *2 死亡保険金は据置期間中の保障となります。ただし、据置期間0年を選択された場合、死亡保険金はありません。

*3 据置期間0年を選択された場合、解約はできません。
 *4 据置期間0年を選択された場合、年金支払開始日は契約日となります。

「人生応援年金」の特徴としくみ

契約通貨・据置期間・年金支払期間をご選択いただけます。
 契約通貨建ての年金額はご契約時に確定し、ご選択いただ

いた年金支払期間、年金をお受け取りいただけます。

1 **確定年金**をご選択いただくことで、ご選択いただいた年金支払期間(15・20・25・30・35年)、年金をお受け取りいただけます。

- **確定年金**をご選択いただいた場合、年金支払期間により年金額が異なります。
- 年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、死亡一時金はありません。年金受取人(被保険者=年金受取人の場合は後継年金受取人)に、年金支払期間満了まで年金を引続きお受け取りいただけます。
- **ご契約後は、終身年金への変更および年金支払期間の変更はできません。**

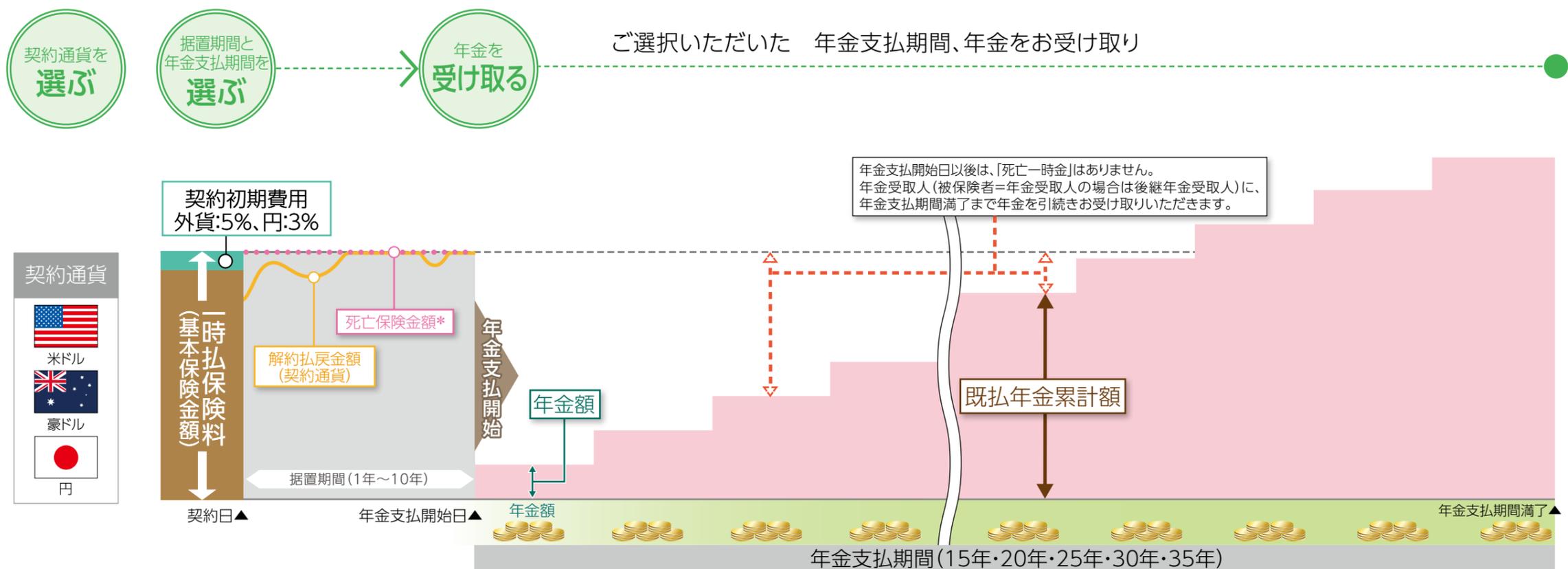
くわしくはP.15~P.16

2 据置期間を長くすることで年金額を大きくすることができます。

- **トントン性②** 据置期間中(1年~10年)の死亡保障と解約払戻金額を一時払保険料と同額に抑えることで、1回あたりの年金額を大きくすることができます。
- ご契約後、据置期間の変更はできません。

ご注意 契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱を停止している場合があります。

<イメージ図(年金種類: **確定年金**)>



※上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。
 ※年金支払開始年齢が88歳以上の場合、年金支払期間35年は選択できません。
 ※据置期間と年金支払期間の合計は40年未満となります。
 * 死亡保険金は据置期間中の保障となります。

年金種類について

年金支払期間中、毎年の契約応当日に、同額の年金をお受け取りいただけます。

年金種類	年金額	取扱					⚠️ ご注意	
		据置期間	据置期間中		年金支払期間中			
			解約*1	死亡保障	解約	死亡保障		年金の一括支払*2
なし型 P.7~P.8参照 終身年金 100%型 P.9~P.10参照 80%型 P.11~P.12参照	終身年金の中で、年金種類以外の契約条件が同一の場合、年金額は、年金支払期間中の死亡保障をなくすことで、 100%型 80%型 と比べ、 最も大きくなります。	0年	—		ご契約の解約はできません。	お受け取りいただける金額はありません。 (死亡一時金・年金の一括支払はありません。)	<ul style="list-style-type: none"> 将来の年金のお支払にかえて一括で年金を受け取る年金の一括支払はありません。 年金支払開始日以後に被保険者がお亡くなりになった場合の死亡一時金はありません。したがって、年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間により、既払年金累計額が一時払保険料を下回る場合があります。 	
	1~10年	基本保険金額を上限とした解約払戻金	死亡保険金					
	終身年金の中で、年金種類以外の契約条件が同一の場合、年金額は、 なし型 80%型 と比べ、 最も小さくなります。 ※死亡時保証期間中*3は保証割合*4を100%とした死亡保障があります。	0年	—		ご契約の解約はできません。	死亡一時金 ※基本保険金額の100% (保証金額*5) から既払年金累計額を控除した額		<ul style="list-style-type: none"> 将来の年金および死亡一時金のお支払にかえて一括で年金を受け取る場合、市場調整が適用された上で、一括支払時以降の運用益が加味されない金額をお支払いすることになるため、一括支払額が死亡時保証期間中の残存期間に対応する年金および死亡一時金の現価相当額を多くの場合下回ります。
1~10年	基本保険金額を上限とした解約払戻金	死亡保険金						
終身年金の中で、年金種類以外の契約条件が同一の場合、年金額は、 100%型 と比べ、 大きくなります。 ※死亡時保証期間中*3は保証割合*4を80%とした死亡保障があります。	0年	—		ご契約の解約はできません。	死亡一時金 ※基本保険金額の80% (保証金額*5) から既払年金累計額を控除した額	<ul style="list-style-type: none"> 将来の年金および死亡一時金のお支払にかえて一括で年金を受け取る場合、市場調整が適用された上で、一括支払時以降の運用益が加味されない金額をお支払いすることになるため、一括支払額が死亡時保証期間中の残存期間に対応する年金および死亡一時金の現価相当額を多くの場合下回ります。 年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間により、既払年金累計額と死亡一時金額の合計が一時払保険料を下回る場合があります。なお、既払年金累計額と死亡一時金額の合計として保証する割合は80%となります。 		
1~10年	基本保険金額を上限とした解約払戻金	死亡保険金						
確定年金 P.13~P.14参照	年金額は、年金支払期間によって異なります。	1~10年	基本保険金額を上限とした解約払戻金	死亡保険金	ご契約の解約はできません。		死亡一時金はありません。 ※年金受取人(被保険者=年金受取人の場合は後継年金受取人)に、年金支払期間満了まで年金を引続きお受け取りいただけます。	年金支払期間の残存期間に対応する額を一括でお受け取りいただけます。(契約は消滅します。) なお、既払年金累計額と年金の一括支払額を合計した額は、多くの場合、一時払保険料を下回ります。

*1 解約の詳細については、P.38~P.40をご覧ください。

*2 **100%型** **80%型** において、死亡時保証期間経過後に被保険者が生存している場合、年金支払を再開します。ただし、再開後に年金を一括でお受け取りいただくことはできません。

*3 被保険者が死亡したときに死亡一時金が支払われる期間をいい、第1回年金支払日から、支払事由が発生した年金の総額が保証金額に達する年金支払日の前日までの期間をいいます。

*4 「既払年金累計額+死亡一時金額」として保証する「保証金額」の基本保険金額に対する割合をいいます。

*5 「既払年金累計額+死亡一時金額」として保証する金額をいいます。

*6 死亡時保証期間の残存期間に対応する額をいいます。

※終身年金は、年金支払開始日前に、他の終身年金へ変更することができます。ただし、据置期間0年をご選択されている場合、年金種類の変更はできません。なお、終身年金から確定年金、確定年金から終身年金への変更はできません。

※年金支払期間中は、年金管理費が控除されます。

※年金のお受取にあたっては、生存確認書類(健康保険証の写し等)をご提出いただく場合があります。くわしくはP.17をご覧ください。



年金額は、基本保険金額、契約日における積立利率および被保険者の年齢・性別等に基づき計算されます。そのため、個別具体的な年金額や既払年金累計額が一時払保険料以上となる年齢等の情報については、保険設計書にてご確認ください。

年金のお受取について

年金の分割支払について

年1回お受け取りいただく年金は、契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)のお申出により、分割してお受け取りいただけます。

分割支払回数

当商品の年金の分割支払は、分割支払日までの利息を付けて後払いでお支払いするお取扱です。そのため、年金支払日にその年分の年金のお支払はありません。

年2回 年金支払日の6カ月後および12カ月後の月単位の契約応当日

年6回 年金支払日の2カ月後、4カ月後、6カ月後、8カ月後、10カ月後、12カ月後の月単位の契約応当日

年12回 年金支払日の翌月以後の毎月の月単位の契約応当日

【例】年金支払日が4/1の場合

	年金支払日	分割支払日												
		4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1
年2回	お支払は ありません							●						●
年6回			●		●		●		●		●		●	●
年12回		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
参考 年1回		●												○ 翌年分

※分割支払額は、年金額に所定の利息を付けた上で各回の支払額が均等になるように計算した額とします。

- 年金支払期間中に年金の分割支払回数を指定・変更・解除する場合、次に迎える年金支払日の年金から反映されます。
- 年金を分割でお受け取りいただく場合、1回あたりの分割支払額は、契約通貨が米ドルの場合500米ドル/豪ドルの場合500豪ドル/円の場合50,000円以上となるよう分割支払回数をご選択いただけます。
- 分割支払中に契約が消滅した場合、または年金の一括支払が行われた場合で、分割された年金の未払分がある時は、未払分を一括して年金受取人にお受け取りいただけます。
- 契約通貨が外貨の場合
 - 【円でのお受取を選択している場合】
契約通貨建ての分割支払額を、分割支払日における円支払特約レート(TTM-50銭)で円に換算してお受け取りいただけます。
 - 【為替ターゲットレートを設定している場合】
契約通貨建ての分割支払額を、分割支払日における円支払特約レート(TTM-50銭)と為替ターゲットレートを比較し、契約通貨または円でお受け取りいただけます。

年金受取時のお手続きについて(生存確認書類のご提出)

終身年金のお受取にあたり、以下の場合は生存確認を実施させていただきます。

年金種類	生存確認書類が必要な場合
終身年金 なし型	毎年の年金受取時 ※据置期間0年の場合、初年度の生存確認はありません。
100%型 80%型	死亡時保証期間*経過後の年金受取時

* 被保険者が死亡したときに死亡一時金が支払われる期間をいい、第1回年金支払日から、支払事由が発生した年金の総額が保証金額に達する年金支払日の前日までの期間をいいます。
※毎年の年金支払日を迎える前に、三井住友海上プライマリー生命より生存確認に関するご案内を送付いたしますので、お手続きください。また、生存確認書類として健康保険証の写し等をご提出いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

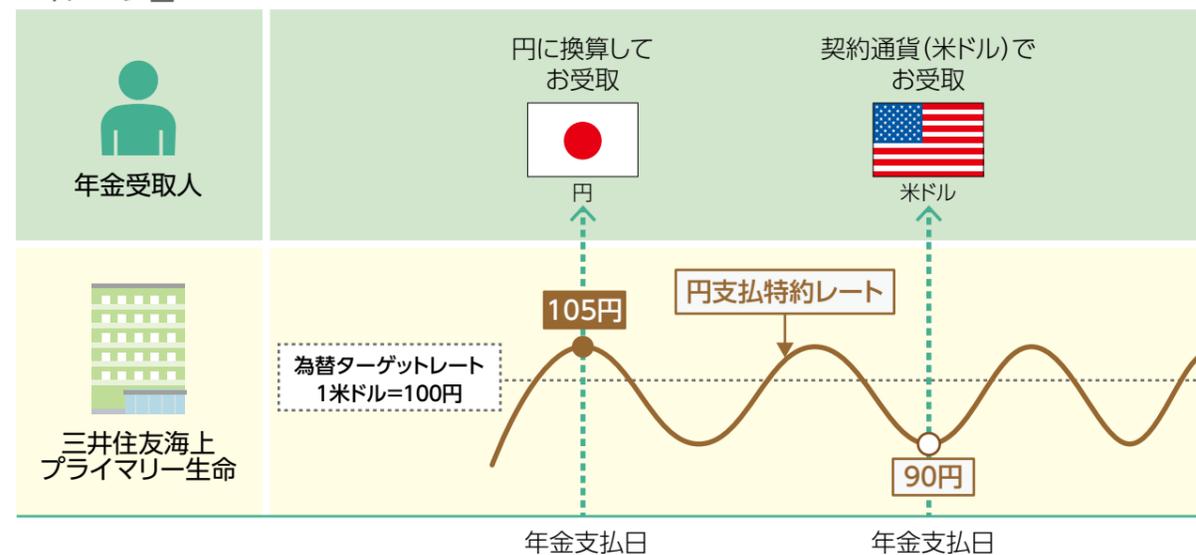
為替ターゲットレートについて

指定した為替レート(為替ターゲットレート)に基づき、受取通貨を毎年自動判定して、年金をお受け取りいただくことができます。

- 契約者*1に為替ターゲットレートを1銭単位で設定いただけます。
- 設定いただいた為替ターゲットレートに基づき、毎年の年金支払日*2に受取通貨が決定します。
- 年金支払日の円支払特約レートと為替ターゲットレートを比較し、次のとおり取り扱います。

判定結果	取扱
年金支払日の円支払特約レートが為替ターゲットレートより円安または同じ	円に換算して受取
年金支払日の円支払特約レートが為替ターゲットレートより円高	契約通貨で受取

<イメージ図>



- *1 年金支払開始日以後は、年金受取人となります。
- *2 年金支払開始日の年単位の応当日となります。なお、据置期間0年の場合、第1回の年金に限り、契約日の1カ月後の月単位の応当日となります。
- ※為替ターゲットレートを設定いただく際は、年金円支払特約を付加いただけます。

年金の分割支払で、為替判定の回数をふやせます

たとえば年12回の分割支払を選択した場合、1年で12回分の年金の為替判定があります。年金の支払回数をふやした方が、より為替の変動にあわせてお受取ができます。

為替ターゲットレートの見直しはいつでもできます

- 為替ターゲットレートは、お電話で変更できます。
※三井住友海上プライマリー生命が電話で受け付けた日に変更となります。15時以降の受付は翌営業日に変更となります。
- 受取通貨を変更することもできます。
※円または契約通貨のどちらかをご指定いただけます。

三井住友海上プライマリー生命 お客様サービスセンター
フリーダイヤル **0120-81-8107**
(ハイ、パートナー)
受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

社会貢献特約について

社会貢献特約とは

- 社会貢献特約(以下、本特約)とは、三井住友海上プライマリー生命が指定する公益団体(以下、指定公益団体)を死亡保険金または死亡一時金(以下、保険金等)の受取人とする特約です。
- 被保険者がお亡くなりになった場合、保険金等を契約者が選択した指定公益団体にお支払いします。
- 保険金等を指定公益団体に寄附できるため、「資産を社会のために役立てたい」というお客さまの想いを実現できます。

指定公益団体について

指定公益団体については、「三井住友海上プライマリー生命 社会貢献特約 指定公益団体のご案内」、または三井住友海上プライマリー生命ホームページ(<https://www.ms-primary.com>)をご覧ください。

本特約の付加にあたっては、死亡保険金受取人および死亡一時金の受取人となる後継年金受取人(以下、保険金等受取人)として、指定公益団体の中からいずれか1団体を、契約者に選択いただけます。



ご注意 契約者が選択した指定公益団体が消滅した場合、または契約者が選択した指定公益団体が三井住友海上プライマリー生命が定める指定公益団体ではなくなった場合、指定公益団体の中から三井住友海上プライマリー生命が指定した公益団体を新たな保険金等受取人とし、据置期間中は契約者へ、年金支払期間中は年金受取人へ通知します。

保険金等のお支払までの流れ

ご契約時

- ご契約時に社会貢献特約を付加の上、指定公益団体の中からいずれか1団体を選択し、保険金等受取人として指定いただけます。
- ※本特約は、契約者と被保険者が同一人の場合で、かつご契約時のみ付加することができます。

ご契約中

- ご契約中、指定公益団体を変更することができます。
- 本特約は中途解約することができます。この場合、新たな死亡保険金受取人(被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族)および死亡一時金の受取人となる後継年金受取人を指定いただけます。
- ※本特約を解約した後に、再度付加することはできません。

被保険者死亡時

- 本特約を付加した契約で被保険者がお亡くなりになった場合、契約者が選択した指定公益団体に保険金等をお支払いします。

お支払いする保険金等	・据置期間中:死亡保険金 ・年金支払開始日以後、死亡時保証期間中:死亡一時金
------------	---

※保険金等受取人から請求書類の提出がなくとも、三井住友海上プライマリー生命からの確認や他契約の保険金等の請求等により、三井住友海上プライマリー生命が保険金等の支払事由の発生を確認した時、保険金等の請求があったものとして取り扱います。

<お取扱の範囲>

年金種類	終身年金						確定年金
	なし型		100%型		80%型		
据置期間	0年	1年~10年	0年	1年~10年	0年	1年~10年	1年~10年
社会貢献特約の付加 (契約時のみ付加可)	×	○	○	○	○	○	○
年金受取人	契約者						
死亡保険金受取人	— 死亡保険金なし	指定公益 団体	— 死亡保険金なし	指定公益 団体	— 死亡保険金なし	指定公益 団体	指定公益 団体
後継年金受取人 (死亡一時金の受取人)	— 死亡一時金なし	— 死亡一時金なし	指定公益 団体	指定公益 団体	指定公益 団体	指定公益 団体	— 死亡一時金なし
指定代理請求特約の 付加 (年金請求手続きの代理人)	○ ※社会貢献特約を付加したご契約に指定代理請求特約を付加する場合、三井住友海上プライマリー生命が定める範囲内の者から指定代理請求人を選択いただけます。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。						

特にご留意いただきたい事項

- 本特約を付加した場合、以下にご留意ください。
 - ・保険金等受取人は契約者が選択した指定公益団体となります。この場合、保険金等受取人は契約者が選択した指定公益団体1団体のみとなり、保険金等受取人を複数指定することはできません。
 - ・遺族年金支払特約を付加することはできません。
- 本特約を中途付加することはできません。
- **本特約を付加した場合、保険金等受取人は指定公益団体となり、相続人ではありません。本特約の付加にあたっては、ご家族とご相談いただくよう強く推奨しております。**

死亡保障・その他特約等について

死亡保障(被保険者死亡時の取扱)

■ 据置期間中

被保険者が死亡された場合、基本保険金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受け取りいただきます。

■ 年金支払期間中

● 100%型 80%型

被保険者が死亡された場合、保証金額から既払年金累計額を控除した額を死亡一時金として、年金受取人(被保険者=年金受取人の場合は後継年金受取人)にお受け取りいただきます。

● 確定年金

被保険者が死亡された場合、年金受取人(被保険者=年金受取人の場合は後継年金受取人)に、年金支払期間満了まで年金を引続きお受け取りいただきます。



ご注意

なし型

確定年金

に死亡一時金はありません。

指定代理請求特約

年金受取人が年金等を請求する意思表示ができない場合等に、年金受取人にかわって年金等を請求できる方を指定できる特約です。

※被保険者と年金受取人が同一人である場合のみ指定することができます。

※指定代理請求人は、年金等のご請求のみ可能で、ご契約内容の変更(年金種類の変更等)のご請求を行うことはできません。

■ たとえばこんなとき...

- 年金受取人が傷害や疾病で寝たきり状態となり、意思表示できなくなった。
- 年金受取人が高齢で認知症等になり、意思表示できなくなった。

指定されていないと



年金等の請求手続きは**年金受取人**からの請求が必要です。そのため、本人が意思表示できない場合、**年金等の請求手続きが難しくなります。**

指定されていれば



指定代理請求人からの請求により、スムーズに年金等を受け取ることができます。
※指定代理請求人名義の口座を年金の振込口座に指定することもできます。

■ 指定代理請求人は、次の範囲から1名指定できます。

年金受取人の配偶者

年金受取人の直系血族
(子、孫、父母、祖父母など)

年金受取人の
3親等以内の親族
(兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪など)

※その他上記以外で特別な事情がある方として、三井住友海上プライマリー生命が認めた方

後継年金受取人指定制度

年金受取人が年金支払期間中に死亡された場合に、年金受取人の権利を引継ぐ方を指定できる制度です。

あらかじめ指定することで、年金種類に応じて年金または死亡一時金を受け取ることができます。

■ たとえばこんなとき...

- 年金受取人が年金支払期間中に死亡された。

指定されていないと



年金または死亡一時金を受け取る権利の承継順位は次のとおりです。
①被保険者
②被保険者の配偶者
③年金受取人の法定相続人
そのため、**遺したい方に遺せないかもしれません。**

指定されていれば



後継年金受取人が年金または死亡一時金を受け取ることができます。

■ 後継年金受取人は、次の範囲から1名指定できます。

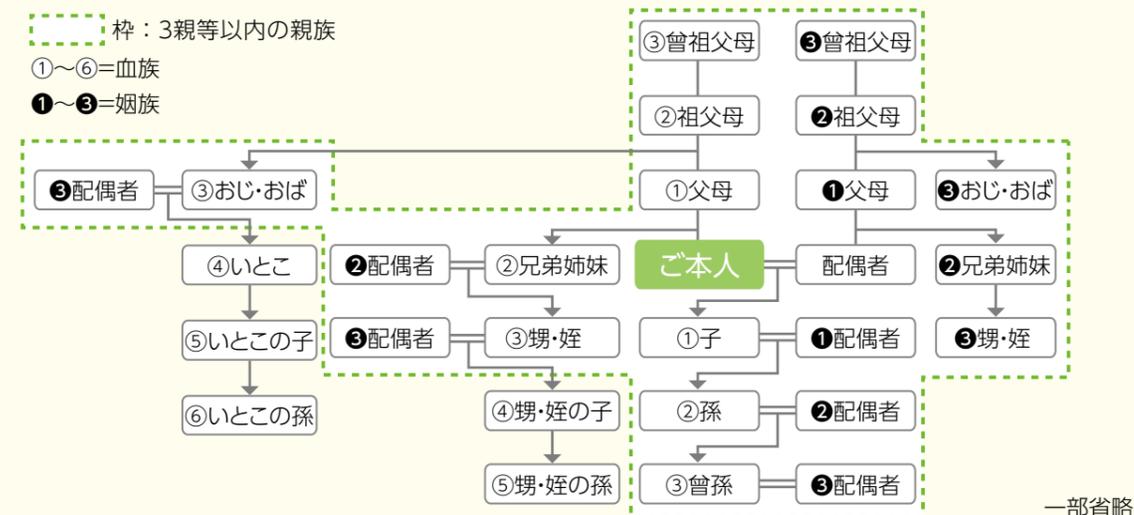
被保険者

被保険者の配偶者

年金受取人の3親等以内の親族
または6親等以内の血族
(子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪、いとこなど)

※くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

3親等以内の親族または主な6親等以内の血族



ご契約のお取扱について①

年金種類		終身年金 (なし型 100%型 80%型)	確定年金
契約通貨		米ドル／豪ドル／円	
一時払保険料	最低	【米ドル・豪ドル】5万ドル(1ドル単位) 【円】500万円(1万円単位) <small>※円入金特約を付加した場合は、500万円となります。</small>	
	最高	【米ドル・豪ドル】契約日における円入金特約で適用する為替レートで換算して10億円 【円】10億円 <hr/> <small>※三井住友海上プライマリー生命の既契約がある場合、ご加入の限度額があります。詳細はP.36をご覧ください。</small>	
年金額		【米ドル・豪ドル】契約日における円支払特約で適用する為替レートで換算して3,000万円以下 【円】3,000万円以下	
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		50歳～90歳	50歳～89歳
年金支払開始年齢		50歳～90歳	51歳～90歳
据置期間		0年～10年 <small>※契約者と年金受取人が同一人の場合に限り、据置期間0年を選択いただけます。</small>	1年～10年 <small>※据置期間と年金支払期間の合計は40年未満となります。</small>
年金支払期間		終身	15・20・25・30・35年 <small>※年金支払開始年齢が88歳以上の場合、年金支払期間35年は選択いただけません。</small>
契約日		一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日	
契約者		被保険者の3親等以内の血族または配偶者	
年金受取人		被保険者もしくは契約者 <small>※据置期間0年の場合は、契約者に限ります。</small>	
死亡保険金受取人		被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族	
保険料の払込方法		一時払のみ	

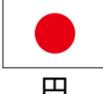
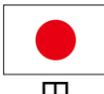
※契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱を停止している場合があります。

クーリング・オフの取扱		この保険はクーリング・オフ制度(お申込の撤回・契約の解除)の対象です。 クーリング・オフ制度についての詳細は、P.46～P.47をご覧ください。
付加できる 主な特約	遺族年金支払特約	死亡保険金の全部または一部を、一括でのお受取にかえて年金形式で受け取ることができます。
	円入金特約	一時払保険料を円で入金することができます。
	円支払特約	死亡保険金、解約払戻金などを円で受け取ることができます。
	年金円支払特約	年金を円で受け取ることができます。
	指定代理請求特約	あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。
	社会貢献特約	三井住友海上プライマリー生命が指定する公益団体を死亡保険金または死亡一時金の受取人とすることができます。
増額・一部解約		お取り扱いいたしません。

ご契約のお取扱について②

お手持ちのご資金と一時払保険料のお払込について(契約通貨が外貨の場合)

この商品は、契約通貨が外貨の場合、一時払保険料を円または契約通貨でお払い込みいただけます。お申込にあたり、お手持ちのご資金(通貨)ごとに、下記のいずれかのお払込方法をご選択いただけます。

契約通貨	お手持ちのご資金(通貨)	円入金特約	保険会社宛の一時払保険料払込通貨		クーリング・オフ(お申込の撤回・契約の解除)の際の返還通貨
			契約通貨への交換		
外貨 <small>米ドル 豪ドル</small>	 円	付加する	 円	三井住友海上プライマリー生命*1	 円
		付加しない	契約通貨 <small>米ドル 豪ドル</small>	銀行等*2	契約通貨 保険会社宛の一時払保険料払込通貨
	契約通貨 <small>米ドル 豪ドル</small>	—	契約通貨 <small>米ドル 豪ドル</small>	—	契約通貨 保険会社宛の一時払保険料払込通貨

*1 円でお払い込みいただく場合、三井住友海上プライマリー生命に着金する日の円入金特約レートで払込金額を契約通貨へ換算し、その金額が一時払保険料として払い込まれたものとしてお取り扱いします。

*2 銀行等での交換にかかる諸手数料は金融機関ごとに異なります。くわしくは取扱金融機関にお問い合わせください。

円入金特約について	くわしくはP.35
クーリング・オフ制度(お申込の撤回・契約の解除)について	くわしくはP.46~P.47

⚠️ ご注意ください

お手持ちのご資金(通貨)が円で、円入金特約を付加せず、銀行等で円を契約通貨に交換してお払い込みいただいた場合は、契約通貨でお払い込みいただいたものとしてお取り扱いします。

この場合、クーリング・オフの際に返還する通貨は契約通貨となります。そのため、返還された一時払保険料(契約通貨)を円に交換する場合、為替相場の変動や金融機関所定の為替手数料等のご負担により、お払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※お手持ちのご資金(通貨)が契約通貨と異なる外貨で、銀行等で契約通貨に交換する場合も、同様のリスクが生じるおそれがあります。

費用、解約・年金の一括支払、税金について

費用、解約・年金の一括支払、税金については、以下のページをご確認ください。

費用について	解約・年金の一括支払について	税金について
P.43~P.44	P.38~P.40	P.51~P.53

< 解約・年金の一括支払について >

年金支払開始日前であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受け取ることができます。

年金支払開始日以後(据置期間経過後または据置期間0年の場合は契約日以後)は解約することができません。

また、**100%型** **80%型** および **確定年金** は、年金支払開始日以後、年金を一括で受け取ることができます。

(**なし型** は年金の一括支払はありません。)

積立利率と為替レートのお問合わせ

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

積立利率	年金額等を計算する際に適用される利率です。
指標金利	積立利率の設定に際して参考にするほか、解約等の際の市場調整額の計算に用いられる金利です。
為替レート	円入金特約を付加して保険料を円で入金する場合に適用される、三井住友海上プライマリー生命が定めるレート*です。

* 通貨ごとに、米ドル(USD):午前10時30分以降、豪ドル(AUD):午前11時00分以降よりご案内しております。

三井住友海上プライマリー生命

フリーダイヤル
0120-125-104
 受付時間:営業日の午前9時~午後5時

最新の積立利率・
 為替レートはこちら▶



※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。くわしくは、三井住友海上プライマリー生命までお問い合わせください。

アフターサービスについて

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後

保険証券／生命保険料控除証明書／ご家族登録サービスのご案内 等
契約者宛に転送不要・簡易書留で郵送します。
※据置期間0年の場合、「年金証書」も同封します。

据置期間中

※据置期間0年以外

ご契約状況のお知らせ
毎年1回、契約者宛にご案内*します。
* 郵送でご案内する以外に、インターネットでもご照会いただけます。

年金受取前

※据置期間0年以外

年金受取に関する請求書類
契約者宛に郵送します。
※年金受取人が請求書類に必要事項を記入し、必要書類とあわせて年金支払開始日の14日前までに返送ください。
※年金受取人と契約者が同一人の場合、「年金受取に関するご案内」を契約者宛に郵送します。年金振込口座や年金の受取通貨などの変更がなければ、ご案内の内容で年金を支払います。

年金受取中

年金証書／お支払通知書
1回目の年金支払時、年金証書を郵送します。また、年金支払の都度、お支払通知書を郵送します。

※記載の内容は、2023年4月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*をご提供しています。

* ご契約内容や各種情報を確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

●ご契約状況のお知らせWebのご登録方法

- ・プライマリー生命マイページよりご登録いただけます。
- ・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で郵送します。

ご契約状況のお知らせWeb



※ご登録後、郵送通知に戻す場合はプライマリー生命マイページからお手続きください。

くわしくは、三井住友海上プライマリー生命ホームページをご確認ください。

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払に際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

契約概要および注意喚起情報では、「通貨選択生存保障重視型個人年金保険 普通保険約款」の用語を次のように表記しています。
 「死亡時保証金額付終身年金 (保証割合 100%)」を「死亡時保証 100%型終身年金」、
 「死亡時保証金額付終身年金 (保証割合 80%)」を「死亡時保証 80%型終身年金」、
 「純粋終身年金 (死亡時保証なし型)」を「死亡時保証なし型終身年金」

1 この保険のしくみについて

この保険は、契約通貨 (米ドル・豪ドル・円) と据置期間、年金種類をご選択いただき、契約日の積立利率により契約通貨建てで運用し、年金支払開始日以後に年金をお支払いするしくみの一時払の生命保険商品です。

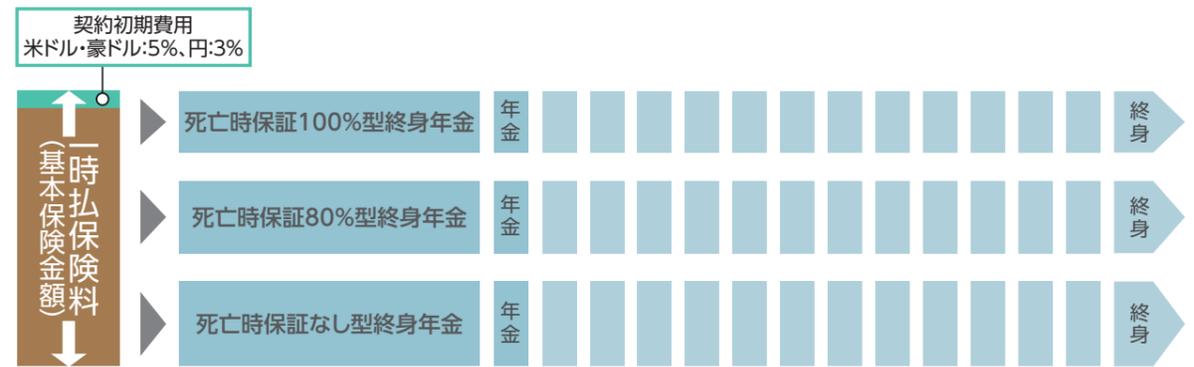
年金支払開始日前の死亡保障や解約払戻金を抑えることで、将来の年金額を大きくします。

『人生応援年金』の正式名称は、通貨選択生存保障重視型個人年金保険です。

この保険は、為替相場の変動や市場金利の変動等により、保険金等の受取時に損失が生じるおそれがあります。

※ くわしくは、「注意喚起情報」P.45の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

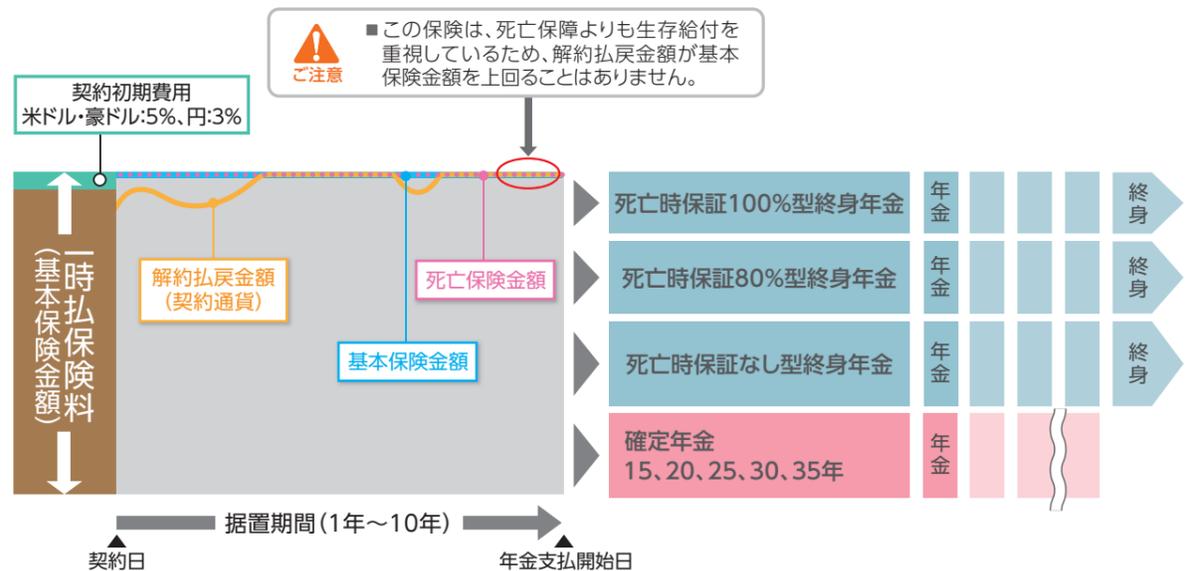
【据置期間0年の場合のイメージ図 (据置期間なし)】



契約日/年金支払開始日*

* 第1回の年金は、契約日の翌月の月単位の応当日に支払われます。そのため、第1回の支払額は、年金額に所定の利息を付した金額となります。
 ※ 上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。
 ※ 据置期間0年の場合、確定年金を選択することはできません。

【据置期間1年～10年の場合のイメージ図 (据置期間あり)】



※ 上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

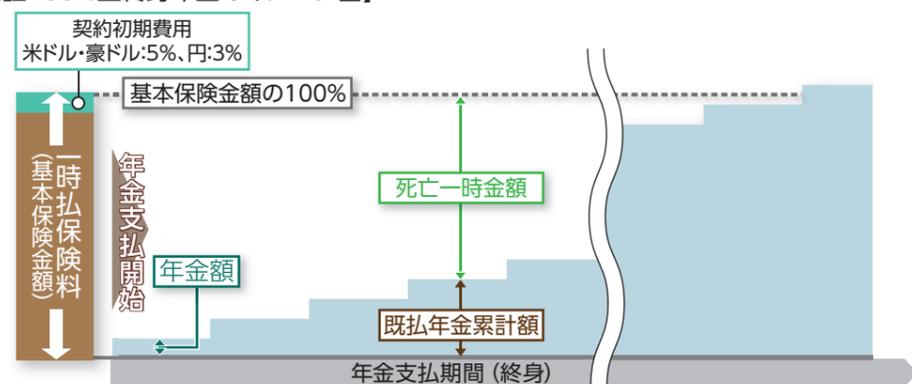
2 年金種類について

この保険では、死亡一時金の有無と給付水準（保証割合）が異なる3つの終身年金または確定年金からご選択いただけます。年金のお支払は、年1回、または年2回、年6回、年12回に分割してお支払いすることができます。

● 死亡時保証100%型終身年金、死亡時保証80%型終身年金

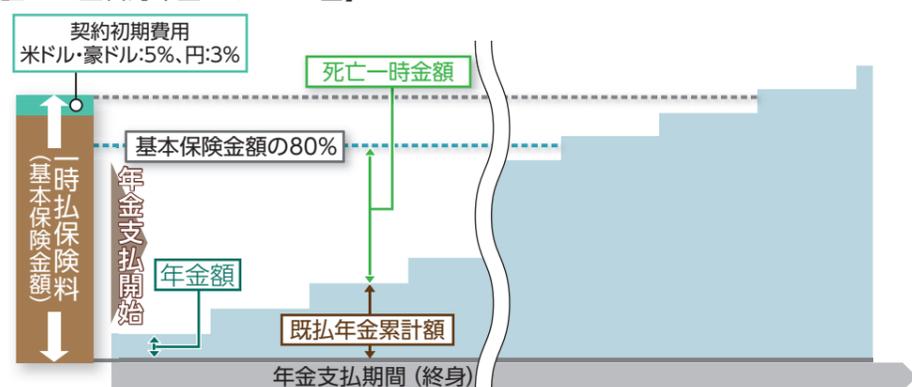
- 年金支払開始日以後、被保険者が生存している間は、毎年の契約応当日に、同額の年金＜*1＞を一生涯（終身）にわたってお受け取りいただけます。
 - 年金支払開始日以後、被保険者が死亡された場合、保証金額（基本保険金額に保証割合を乗じた額）から既に支払事由が発生した年金の累計額（以下、既払年金累計額）を控除した額（死亡一時金）をお受け取りいただけます。（既払年金累計額が保証金額以上の場合には死亡一時金はありません。）
 - 将来の年金および死亡一時金のお支払にかえて、死亡時保証期間＜*2＞中の残存期間に対応する額を一括でお受け取りいただくことができます。一括でお受け取りいただいた場合でも、死亡時保証期間経過後に被保険者が生存している場合には、再び年金をお受け取りいただけます。
- ＜*1＞ 据置期間が0年（年金支払開始日＝契約日）の場合、第1回の年金は、契約日の翌月の月単位の応当日に支払われます。そのため、第1回の支払額は、年金額に所定の利息を付した金額となります。
- ＜*2＞ 被保険者が死亡されたときに死亡一時金をお受け取りいただける期間をいい、第1回年金支払開始日から支払事由が発生した年金の総額が保証金額に達する年金支払日の前日までの期間となります。

【死亡時保証100%型終身年金のイメージ図】



※上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

【死亡時保証80%型終身年金のイメージ図】



※上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。



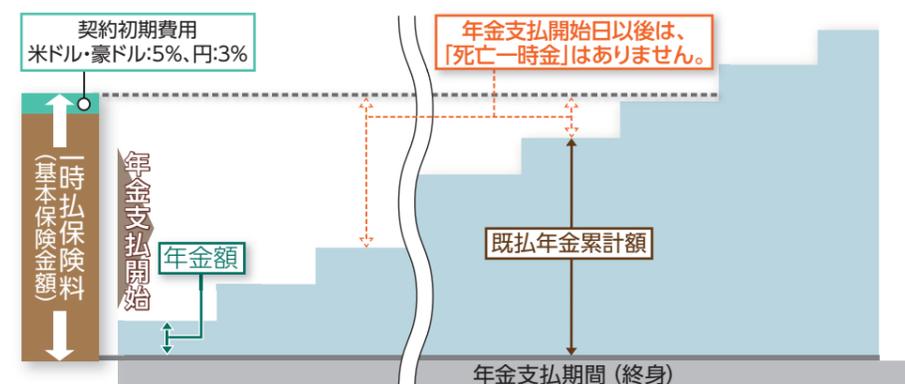
ご注意

- この年金は、将来の年金および死亡一時金のお支払にかえて一括で年金を受け取る場合、市場調整が適用された上で、一括支払時以降の運用益が加味されない金額をお支払いすることになるため、一括支払額が死亡時保証期間の残存期間に対応する年金および死亡一時金の現価相当額を多くの場合下回ります。
- 死亡一時金を支払うための費用を死亡時保証期間中に責任準備金から控除します。
- 死亡時保証80%型終身年金の場合、年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間により、既払年金累計額と死亡一時金額の合計が一時払保険料を下回る場合があります。
- 死亡時保証期間経過後は、死亡一時金のお支払や、将来の年金のお支払にかえての年金の一括支払はありません。

● 死亡時保証なし型終身年金

- 年金支払開始日以後、被保険者が生存している間は、毎年の契約応当日に、同額の年金＜*＞を一生涯（終身）にわたってお受け取りいただけます。
- ＜*＞ 据置期間が0年（年金支払開始日＝契約日）の場合、第1回の年金は、契約日の翌月の月単位の応当日に支払われます。そのため、第1回の支払額は、年金額に所定の利息を付した金額となります。

【イメージ図】



※上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。



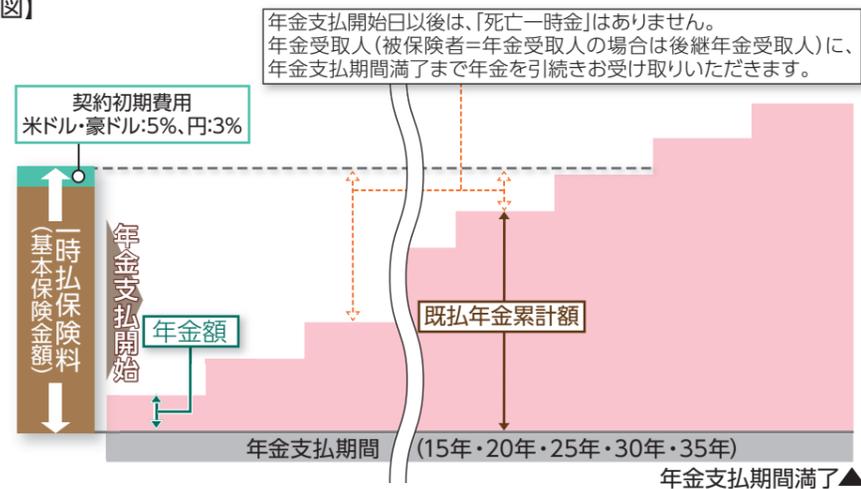
ご注意

- この年金には、将来の年金のお支払にかえて一括で年金を受け取る年金の一括支払はありません。
- この年金には、年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合の死亡一時金はありません。したがって、年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間により、既払年金累計額が一時払保険料を下回る場合があります。

● 確定年金【年金支払期間：15年、20年、25年、30年、35年】

- 年金支払開始日以後、設定された年金支払期間中、毎年の契約応当日に、同額の年金をお受け取りいただけます。
- 年金支払開始日以後、被保険者が死亡された場合、年金支払期間満了まで年金を引続きお受け取りいただけます。なお、被保険者と年金受取人が同一人の場合は、後継年金受取人にお受け取りいただけます。
- 将来の年金のお支払にかえて、年金支払期間の残存期間に対応する額を一括でお受け取りいただくことができます。この場合、契約は消滅します。
 - ※ 据置期間を1年から10年間で選択いただけます。(0年の場合は選択できません。) また、据置期間と年金支払期間の合計は40年未満であることが必要です。
 - ※ 年金支払開始年齢が88歳以上の場合、年金支払期間35年は選択いただけません。

【イメージ図】



※上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。



この年金は、将来の年金のお支払にかえて一括で年金を受け取る場合、市場調整が適用されたうえで、一括支払時以降の運用益が加味されない金額をお支払いすることになるため、一括支払額が年金支払期間の残存期間に対応する年金の現価相当額を多くの場合下回ります。

3 積立利率について

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。したがって、申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
- 契約日に適用される積立利率は、契約年齢、契約通貨、据置期間および年金の種類等に応じて異なり、据置期間および年金支払期間を通じて適用し、変更されることはありません。
- 積立利率は、契約年齢、契約通貨、据置期間および年金の種類等に応じて三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費をあらかじめ差し引いた利率です。
 - ※ 詳細については、P.43の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご確認ください。
- 将来の年金および死亡保険金等を支払うために積み立てる積立金額は、一時払保険料から契約初期費用を控除した額に積立利率を適用して経過した年月数に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法で計算し、積立金額が基本保険金額を下回っている期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。そのため、**積立金額は、積立利率で複利運用されるものではありません。**
- 積立利率は、据置期間満了時における解約払戻金額の、一時払保険料に対する実質的な利回り(年複利)とは異なります。**

4 保障の内容について

死亡保険金	年金支払開始日前に被保険者が死亡された場合、基本保険金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受け取りいただけます。
死亡一時金 (死亡時保証100%型終身年金 /死亡時保証80%型終身年金)	年金支払開始日以後に被保険者が死亡された場合、保証金額から既払年金累計額を控除した額を死亡一時金として、年金受取人にお受け取りいただけます。
年金の継続支払 (確定年金)	年金支払開始日以後に被保険者が死亡された場合、年金支払期間満了まで年金を引続きお受け取りいただけます。なお、被保険者と年金受取人が同一人の場合は、後継年金受取人にお受け取りいただけます。



- 免責事由に該当するときは、死亡保険金または死亡一時金のお支払ができないことがあります。免責事由についてくわしくは、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。
- 死亡時保証なし型終身年金および確定年金については、死亡一時金はありません。**

5 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

6 主契約に付加できる主な特約について

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払にかえて年金形式でお支払いします。

● 円入金特約

外貨建契約の保険料を円でお払い込みいただきます。円で受領した保険料は三井住友海上プライマリー生命が受領する日< * >における所定の為替レートをを用いて外貨(米ドル/豪ドル)に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● 円支払特約

外貨建契約の死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受け付けた日< * >における所定の為替レートとなります。

● 年金円支払特約

外貨建契約の年金を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、年金の支払事由が発生する日< * >における所定の為替レートとなります。また、契約者(年金支払開始日以後は、年金受取人)があらかじめ為替ターゲットレートを指定することで、指定した為替レートより毎年の年金支払日における所定の為替レートが円安または同じ場合は円で、円高の場合は契約通貨でお支払いします。

● 指定代理請求特約

あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。

● 社会貢献特約

三井住友海上プライマリー生命が指定する公益団体(以下、指定公益団体)を死亡保険金または死亡一時金(以下、保険金等)の受取人とします。被保険者がお亡くなりになった場合、契約者が選択した指定公益団体に保険金等をお支払いします。

< * > その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約について詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

7 ご契約のお取扱について

年金種類	死亡時保証100%型終身年金 死亡時保証80%型終身年金 死亡時保証なし型終身年金	確定年金
契約通貨	米ドル/豪ドル/円	
一時払保険料	最低	【米ドル・豪ドル】5万ドル(1ドル単位) 【円】500万円(1万円単位) ※ 円入金特約を付加した場合は、500万円となります。
	最高	【米ドル・豪ドル】契約日における円入金特約で適用する為替レートで換算して10億円 【円】10億円
年金額	【米ドル・豪ドル】契約日における円支払特約で適用する為替レートで換算して3,000万円以下 【円】3,000万円以下	
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	50歳~90歳	50歳~89歳
据置期間	0年~10年 ※ 据置期間0年は、契約者と年金受取人が同一人の場合に限り選択いただけます。	1年~10年 ※ 据置期間と年金支払期間の合計で40年未満とします。
年金支払期間	終身	15・20・25・30・35年 ※ 年金支払開始年齢が88歳以上の場合、年金支払期間35年は選択いただけません。
年金支払開始年齢	50歳~90歳	51歳~90歳
保険料の払込方法	一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。	
増額	お取り扱いいたしません	
一部解約	お取り扱いいたしません	

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額の契約日時点の円換算額と既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は10億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

※ この保険の保険期間は、据置期間と年金支払期間の2つからなります。

※ 契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱を停止している場合があります。ご契約にあたっては、必ず最新の取扱状況をご確認ください。

ご契約に際して、一時払保険料、据置期間、年金種類等の詳細については、申込書にてご確認ください。

8 年金種類別のお取扱について

死亡時、解約時および年金の一括支払時の取扱は、以下のとおり年金種類によって異なります。

1. 据置期間中(年金種類にかかわらず共通となります)

据置期間	死亡保障	解約
1～10年	死亡保険金	基本保険金額を上限とした解約払戻金

※ 据置期間0年の場合、死亡保険金、解約払戻金はありません。

2. 年金支払期間中(年金種類によって異なります)

年金種類	年金の解約	死亡保障	年金の一括支払
死亡時保証 100%型 終身年金	ご契約の解約はできません。	死亡一時金 ※ 基本保険金額の100% (保証金額) から既払年金累計額を控除した額	将来の年金等の一部に対応する額 < * 1 > を一括 < * 2 > でお受け取りいただけます。 <u>なお、既払年金累計額と年金の一括支払額を合計した額は、多くの場合、一時払保険料を下回ります。</u>
死亡時保証 80%型 終身年金		死亡一時金 ※ 基本保険金額の80% (保証金額) から既払年金累計額を控除した額 <u>なお、既払年金累計額と死亡一時金額を合計した額は、一時払保険料を下回ります。</u>	
死亡時保証 なし型 終身年金		<u>お受け取りいただける金額はありません。(死亡一時金・年金の一括支払はありません。)</u>	
確定年金		死亡一時金はありません。 年金受取人 (被保険者と年金受取人が同一人の場合は後継年金受取人) に、年金支払期間満了まで年金を引続きお受け取りいただけます。	年金支払期間の残存期間に対応する額を一括でお受け取りいただけます。 (契約は消滅します。)

※ 終身年金に限り、年金支払開始日前に、年金種類を変更することができます。ただし、据置期間0年をご選択されている場合、年金種類の変更はできません。また、終身年金から確定年金、確定年金から終身年金への変更はできません。

< * 1 > 死亡時保証期間の残存期間に対応する額をいいます。

< * 2 > 死亡時保証期間経過後に被保険者が生存している場合、年金支払を再開します。ただし、再開後に年金を一括でお受け取りいただくことはできません。死亡時保証期間とは、被保険者が死亡したときに死亡一時金が支払われる期間をいい、第1回年金支払日から支払事由が発生した年金の総額が保証金額に達する年金支払日の前日までの期間をいいます。

9 解約・年金の一括支払について

- 年金支払開始日前であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受け取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。なお、年金支払開始日以後 (据置期間経過後または据置期間0年の場合は契約日以後) は解約することができません。
- 解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格となります。ただし、解約日における基本保険金額が上限となります。
- 解約時の払戻金額は、次のとおり計算されます。

解約払戻金額 = 市場調整価格

市場調整価格 = $\boxed{\text{解約日の積立金額} < * 1 >}$ - $\boxed{\text{市場調整額}}$

$\boxed{\text{市場調整額}}$ = $\boxed{\text{解約日の積立金額} < * 1 >}$ × $\left\{ 1 - \left[\frac{1 + i < * 2 >}{1 + j < * 3 >} \right]^{\text{調整月数} < * 4 > / 12} \right\}$

▶ 市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。

< * 1 > 積立金額は、一時払保険料から契約初期費用を控除した額に基づき、積立利率や経過年月数に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算した金額です。

< * 2 > iは、適用している積立利率の計算に用いた指標金利です。

< * 3 > jは、解約日において、契約内容が同一の保険契約に新たに加入する場合の積立利率の計算に用いる指標金利です。

< * 4 > 調整月数は、解約日から年金支払開始日までの月数、被保険者の年齢および年金の種類等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算します。

- 死亡時保証100%型終身年金、死亡時保証80%型終身年金および確定年金において、年金支払開始日以後 (据置期間経過後または据置期間0年の場合は契約日以後)、死亡時保証期間 (確定年金の場合は、年金支払期間) の残存期間に対応する額の一括支払を行う場合の一括支払額は、次のとおり計算されます。

一括支払額 = 市場調整価格

市場調整価格 = $\boxed{\text{死亡時保証期間中の年金等の現価に相当する金額 (確定年金の場合は、将来の年金の現価に相当する金額)}}$ - $\boxed{\text{市場調整額}}$

$\boxed{\text{市場調整額}}$ = $\boxed{\text{死亡時保証期間中の年金等の現価に相当する金額 (確定年金の場合は、将来の年金の現価に相当する金額)}}$ × $\left\{ 1 - \left[\frac{1 + i < * 5 >}{1 + j < * 6 >} \right]^{\text{調整月数} < * 7 > / 12} \right\}$

▶ 市場調整額により、年金の一括支払に対応する資産の時価を反映させます。

< * 5 > iは、適用している積立利率の計算に用いた指標金利です。

< * 6 > jは、年金の一括支払の請求日において、契約内容が同一の保険契約に新たに加入する場合の積立利率の計算に用いる指標金利です。

< * 7 > 調整月数は、年金の一括支払の請求日から一括支払ができる期間の末日までの月数および年金の種類等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算します。

※ 市場調整のしくみについては、P.40の「市場調整について」をご参照ください。



- ・ 解約払戻金額は、前頁の調整により一時払保険料を下回る可能性があります。
- ・ 死亡時保証100%型終身年金および死亡時保証80%型終身年金における年金の一括支払額は、前頁の調整により、死亡時保証期間中の残存期間に対応する年金および死亡一時金の現価相当額を下回る可能性があります。
- ・ 確定年金における年金の一括支払額も上記の調整により、年金の現価相当額を下回る可能性があります。
- ・ 死亡時保証なし型終身年金には、将来の年金の支払にかえて一括で年金を受け取る「年金の一括支払」はありません。

【解約払戻金の例】

<契約例>被保険者契約年齢:60歳 性別:女性
 一時払保険料(基本保険金額):100,000米ドル 契約通貨:米ドル
 積立利率:3.95% 契約日の指標金利:4.97%
 据置期間:10年 年金種類:確定年金 年金支払期間:20年

(単位:米ドル)

経過年数	解約日の指標金利ごとの解約払戻金額				
	5.97% (+1%)	5.47% (+0.5%)	4.97% (±0%)	4.47% (-0.5%)	3.97% (-1%)
1年	85,573	91,908	98,745	100,000	100,000
2年	89,466	95,816	100,000	100,000	100,000
3年	93,561	99,918	100,000	100,000	100,000
4年	97,873	100,000	100,000	100,000	100,000
5年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
6年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
7年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
8年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
9年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
10年	-	-	-	-	-

※ 上表は契約応当日を基準に計算して表示しています。
 ※ 経過年数10年は年金支払開始日のため「-」で表示しています。
 ※ () 内は、契約日の指標金利と解約日の指標金利の差を表示しています。

年金受取総額				
契約通貨建て	契約通貨建て 実質的な利回り	為替レート<*>が以下の場合の円換算額		
		90円	100円	110円
197,400米ドル	2.37%	1,776万円	1,974万円	2,171万円

※ 円換算額は、千円以下を切り捨てて表示しています。
 ※ 上記の実質的な利回り(年複利)は、据置期間と年金支払期間を合わせた期間で算出し、小数点第3位を四捨五入しています。
 <*> 為替レートは、例として1米ドル=100円を基準とし、±10円で変動した場合の為替レートを表示しており、上限または下限を示すものではありません。実際の為替レートは、解約日における円支払特約で適用するレートを用います。

● 実質的な利回りについて

実質的な利回りとは、年金額に支払回数を乗じた金額を、一時払保険料で除することで収益率を算出し、それを年複利換算により算出した利回りのことをいいます。

上記契約例の実質的な利回り(年複利)は、2.37%(小数点第3位を四捨五入)です。

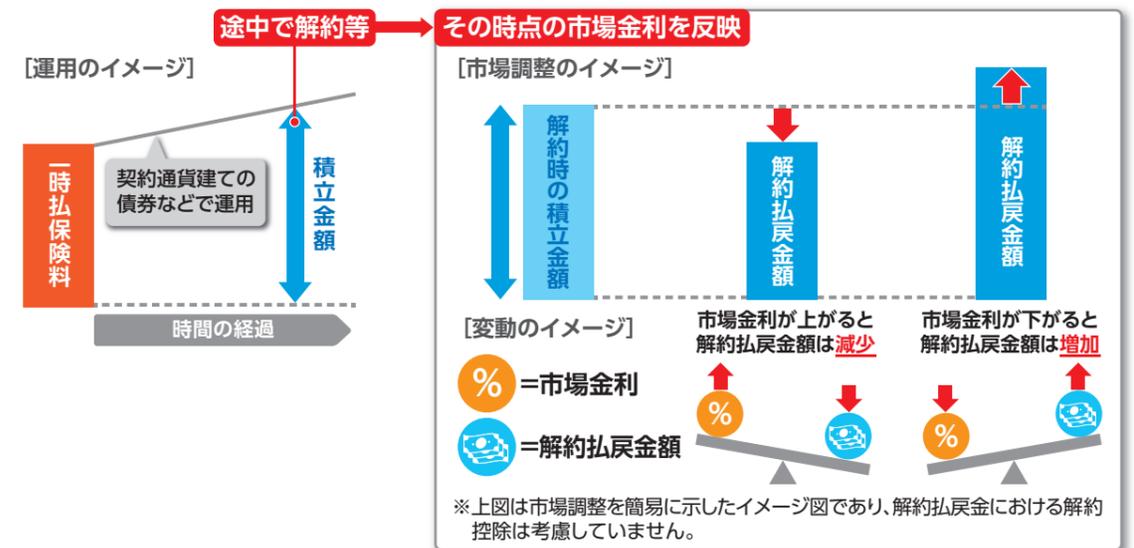
実質的な利回り<積立利率>となります。



- ・ 据置期間中に解約した場合に支払われる解約払戻金や、年金支払期間中に年金の一括支払をした場合の利回りを保証するものではありません。
- ・ 積立利率および実質的な利回り(年複利)は契約通貨建ての利回りであり、円建ての利回りではありません。

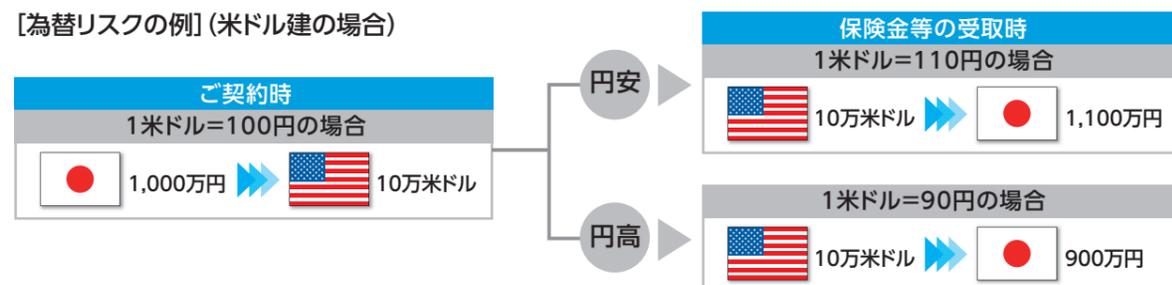
《市場調整について》

- この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変化を、解約払戻金に反映します。
- このしくみを、「市場調整」といいます。



10 為替リスクについて

年金、死亡保険金、解約払戻金等のお受取はすべて契約通貨となります。外貨建契約の場合、契約通貨と異なる通貨でお受取になる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。



この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.45の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

11 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.43の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

12 金銭の授受について

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受け取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込に際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。



1. 諸費用に関する事項の概要について

この保険に係る費用は、以下の費用の合計となります。

● ご契約時にご負担いただく費用

項目	目的	契約通貨	費用
契約初期費用	ご契約の締結等に 必要な費用	外貨	一時払保険料の5%
		円	一時払保険料の3%

● 積立利率の適用期間中にご負担いただく費用

- 据置期間および年金支払期間に適用される積立利率は、契約年齢、契約通貨、据置期間および年金の種類等に応じた指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費をあらかじめ差し引いた利率です。

※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

なお、この指標金利は契約年齢、契約通貨、据置期間および年金の種類等によって異なります。

- 据置期間中、積立金額が基本保険金額を下回っている間は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢、性別および経過期間によって異なるため、その計算方法は表示することができません。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- 一時払保険料の振込、年金等の受取を外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- 一時払保険料を円で入金する場合と年金等を円で受け取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM + 50銭
年金等を円で受け取る場合の円支払特約レート	TTM - 50銭

※ 仲値 (TTM) は、三井住友海上プライマリー生命所定の金融機関が公表する値となります。

● 年金支払期間中にご負担いただく費用 (遺族年金支払特約による年金支払期間中も含まれます。)

項目	目的	費用	時期および対象
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して 1% < * 1 >	年金支払日に 責任準備金から 控除
死亡一時金を支払うための費用 < * 2 >	死亡一時金を支払うための費用	被保険者の年齢、性別および経過期間によって異なるため、その計算方法は表示することができません。	死亡時保証期間中に責任準備金から控除

< * 1 > 上記費用は上限です。なお、契約日時点 (遺族年金支払特約の場合は年金支払開始日時点) の費用を年金支払期間を通じて適用します。

< * 2 > 死亡時保証100%型終身年金、死亡時保証80%型終身年金のみに適用します。

● 社会貢献特約の付加による保険金等の支払時にご負担いただく費用

本特約を付加した場合、本特約の維持・管理等にかかる費用として、死亡保険金または死亡一時金 (以下、保険金等) の支払時に、受取人に支払う保険金等から、保険金等の1% (最大10万円) を控除します。

● 解約時にご負担いただく費用

解約時にご負担いただく費用はありません。



2. この保険のリスクについて

● 為替リスクについて

この保険は、契約通貨が外貨の場合において、一時払保険料を円でお払い込みいただく場合や、年金、死亡保険金、解約払戻金等（以下、年金等）を円でお受け取りいただく場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、年金等の合計額を円に換算した場合の金額が、ご契約時にお払い込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

● 市場リスクについて

この保険を解約する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより、解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により変動することとなります。ただし、解約日における基本保険金額が上限となります。

解約の他に、死亡時保証100%型終身年金、死亡時保証80%型終身年金および確定年金において一括で年金を受け取る場合にも市場調整が適用され、一括支払額と既払年金累計額の合計が一時払保険料を下回る場合があります。

3

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込はできません

契約者、被保険者、保険金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込はできません。

- ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

4

この保険はクーリング・オフ制度（お申込の撤回・契約の解除）の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日＜*1＞のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面またはメールによるお申出により、契約のお申込の撤回または契約の解除（以下、お申込の撤回等）をすることができます。

＜*1＞「契約締結前交付書面」の電磁的交付を希望されたお客さまは、WEB版「契約概要・注意喚起情報等」のご案内を添付したメールの受信日となります。

【書面】

書面によるお申込の撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

＜郵送先＞
〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

＜記入内容＞

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込の撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込の撤回を希望する理由(任意)	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇銀行
⑥一時払保険料の金額	⑥10,000,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号(日中連絡先)	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者(申込者)フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者(申込者)氏名(自署)	⑫保険 太郎

【メール】

メールによるお申込の撤回等は、メールの発信時(送信時)に効力が生じます。
お申出は、三井住友海上プライマリー生命ホームページ(https://www.ms-primary.com)からとなります。

<お手続き方法>

- ① 三井住友海上プライマリー生命ホームページにアクセス
- ② 「お問合わせ」をクリック
- ③ 「クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)」内の「メールによるお申出はこちら」よりお手続き

お申込の撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払い込みいただいた通貨での金額を全額返還いたします。(外貨で保険料をご入金いただいた場合、外貨にて返還いたします。)

<<外貨建て契約におけるご注意点>>

- ・ 円入金特約を付加< * 2 >して、保険料を円でお払い込みいただいた場合は、円で同額を返還いたします。
- < * 2 > 特約の付加に応じて三井住友海上プライマリー生命所定の為替手数料がかかります。
- ・ 円建てのご資金を金融機関等でお申込の契約通貨(外貨)に交換し、契約通貨(外貨)で一時払保険料をお振り込みいただいた場合には、契約通貨(外貨)で同額を返還いたします。この場合、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。
- ・ 円建てのご資金を金融機関等で契約通貨(外貨)に交換する場合は、その金融機関所定の為替手数料をご負担いただきます。また、返還された保険料を円に交換する場合にも所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。
- ・ 円建てのご資金を金融機関等で契約通貨(外貨)に交換して、契約通貨(外貨)で返還された保険料を円に交換した場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円建てのご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

次の場合には、お申込の撤回等を行うことはできません。

- ・ 個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更(特約中途付加など)の場合

お申込の撤回等の書面の投函またはメールと行違いに保険証券が到着した場合や、お申込の撤回等に関するお問合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター(お問合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。)
フリーダイヤル 0120-125-104
受付時間:月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時~午後5時

5 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申し込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引き受けすることを決定(承諾)した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込に対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

6 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者、死亡保険金受取人または年金受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときは、死亡保険金または死亡一時金のお支払ができないことがあります。

重大事由によりご契約が解除された場合、死亡保険金をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人または年金受取人(年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。)が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消および不法取得目的による無効の場合、受け取った保険料は払い戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取り消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

7 解約払戻金について

解約払戻金額は、一時払保険料から契約初期費用を控除した額に基づき、積立利率や経過年数に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算した積立金額に対し、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格となります。そのため一時払保険料を下回る可能性があります。

詳細については、「契約概要」P.38の「9.解約・年金の一括支払について」をご参照ください。

8

生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構 (TEL:03-3286-2820) までお問い合わせください。

9

為替リスクについて

契約通貨が外貨の場合の為替リスクについては、P.45の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

10

預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

11

その他のご注意いただきたい事項について

■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込をされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱にかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取扱・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意の上、保険契約をお申し込みください。ご同意いただけない場合は、お申込をお引き受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取扱・支払査定時照会制度の詳細については、「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しております。

■ お引受にあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、市場調整等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受はしておりません。

次の場合にも、ご契約のお引受はしておりません。

- ・ **被保険者が入院中の場合**
次のケースについても入院中に準じた取扱となります。
 - (1) 継続入院中の一時帰宅
 - (2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
 - (3) 申込日以降の入院予定や検査入院
 - (4) 余命宣告を受けた場合
 - (5) 特別養護老人ホームおよび医療施設に準ずる施設(介護療養型医療施設、介護医療院、介護老人保健施設)に入所中もしくは入所予定
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人、後継年金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

■ 一時払保険料の入金について

この保険では、三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートを適用して契約通貨と異なる外貨で入金することもできますが、裏表紙に記載の募集代理店ではお取扱をしておりません。このため、契約通貨と異なる外貨を原資としてご契約いただく場合、三井住友海上プライマリー生命所定の為替レート(為替クロスレート)と、お客さまに適用される為替レートとは異なることがあります。

■ 年金支払期間中の死亡保障について

死亡時保証なし型終身年金および確定年金には、年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合の死亡一時金はありません。

年金の種類が、死亡時保証80%型終身年金または死亡時保証なし型終身年金をご選択いただいた場合、年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間によりお受取になる年金等の合計額が一時払保険料を下回る場合があります。

ご契約に際しては、こうした各年金種類の特徴をご理解の上、年金種類をご選択ください。詳細については、「[契約概要](#)」P.37の「[8.年金種類別のお取扱について](#)」をご参照ください。

12 保険会社の商号と住所等について

商号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

13 税金のお取扱について

契約通貨が外貨の場合、この保険は次の基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取り扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中のとおりとします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	対顧客電信売相場 (TTM)
年金	年金支払日	
解約払戻金	請求受付日	
年金の一括支払		
死亡保険金	支払事由の発生日 (相続税の対象となる場合)	対顧客電信買相場 (TTB)
	死亡保険金の支払日 (所得税の対象となる場合)	対顧客電信売相場 (TTM)

※ 確定年金を選択し、契約日より5年以内に解約をした場合、円換算した額で利益が発生していれば源泉分離課税の対象となります。この場合の保険料の換算時為替レートは対顧客電信売相場(TTS)、一括支払・解約の換算時為替レートは対顧客電信買相場(TTB)となります。円換算した額で課税されるため、加入時より円安となった場合、税引後の外貨建ての受取額が一時払保険料を下回る場合があります。

● 一時払保険料の税務

お払いいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除＜*1＞」の対象となります。

＜*1＞ 保険料の支払方法が一時払の個人年金保険の場合、「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対し以下のとおり課税されます。

年金種類	契約日から5年以内の解約の場合	契約日から5年超の解約の場合
確定年金	20%源泉分離課税	
終身年金	所得税(一時所得) + 住民税	

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税＜*2＞
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

＜*2＞ 「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)＜相続税法第12条＞」が適用されます。

なお、年金支払期間中の死亡一時金については、適用されません。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時	税金の種類	
契約者と年金受取人が同一人の場合	毎年の年金支払時	所得税(雑所得) + 住民税	
	年金支払開始後の一括での受取時	確定年金	所得税(一時所得) + 住民税
		終身年金	所得税(雑所得) + 住民税
契約者と年金受取人が異なる場合	年金支払開始時	贈与税＜*3＞	
	毎年の年金支払時	所得税(雑所得) + 住民税	

＜*3＞ 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。

● 年金受取時の雑所得について(契約者と年金受取人が同一人の場合)

毎年お受け取りになる年金は、雑所得として所得税の課税対象となります。以下の方法で計算された雑所得金額が他の所得と合算して総合課税により課税されます。

雑所得金額 = その年ごとに受け取る円換算年金額 - 必要経費

必要経費 = 円換算年金額 × $\frac{\text{円換算一時払保険料}}{\text{年金総受取見込額} \times 4}$

＜*4＞ 終身年金の場合は、①円換算年金額×余命年数＜*5＞と②円換算保証金額＜*6＞のいずれか大きい額となります。確定年金の場合は、円換算年金額×支払年数となります。

＜*5＞ 据置期間0年の場合、①に第1回の年金に加えてお支払いする利息の円換算額を加算した額となります。

＜*6＞ 死亡時保証なし型終身年金の場合、0となります。

※ 円換算年金額、円換算一時払保険料および円換算保証金額については、契約通貨が円の場合は、円建ての額となります。

※ 分割支払の場合、①は分割支払額をもとに計算します。

● 社会貢献特約を付加した場合の税金のお取扱について

本特約を付加した場合、指定公益団体が受け取る保険金等は相続税の課税対象になりません。

＜ご参考＞本特約を付加した場合の遺産分割における保険金等のお取扱について

指定公益団体が受け取る保険金等は受取人固有の財産となるため、遺産分割の対象にはならず、遺留分算定の基礎に含まれません。

なお、指定公益団体は相続人ではないため、原則として指定公益団体が受け取る保険金等が特別受益としての取扱を受けることもありません。



- ・税金のお取扱についての詳細は、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。
- ・所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「 $\text{基準所得税額} \times 2.1\%$ 」があわせてかかります。
- ・税制上のお取扱は2023年1月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱については所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

14

保険金等のお支払に関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払を行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払の可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「[ご契約のしおり・約款](#)」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者(年金支払開始日以後は、年金受取人)によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金等の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。(詳細につきましては、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。)

15

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

お問合わせ・
ご相談受付先

フリーダイヤル

0120-125-104

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

16

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。